

逗子市一般廃棄物処理基本計画 ＜中間見直し計画案＞

平成27年3月

逗子市

— 目 次 —

第 1 章 計画の位置づけ.....	1
1. 計画改定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
第 2 章 ごみ処理基本計画	2
第 1 節 ごみ処理の現状	2
1. ごみ処理の沿革	2
2. ごみ処理体制	4
3. 減量化・資源化対策	6
4. ごみ排出量	8
5. 収集・運搬の現況	10
6. 中間処理及び最終処分の現況	11
7. ごみ処理事業費の概況	14
8. ごみ処理広域化の現状	16
第 2 節 これまでの取り組みの評価	17
1. 計画目標に対する達成状況の評価（中間評価）	17
2. 各施策の実施状況の評価	20
第 3 節 ごみ排出量等の予測	22
1. ごみ処理の流れ	22
2. ごみ排出量、資源化量等の予測方法及び予測結果	24
第 4 節 計画目標	33
第 5 節 基本方針及び基本的施策	35
1. ごみ処理の基本理念	35
2. ごみ処理の基本方針	35
3. 基本的な施策	37
4. 資源循環型社会の形成に向けた市民・事業者・市の役割	40
5. 各施策実施スケジュール	41
第 6 節 ごみ処理個別計画	42
1. 資源化計画	42
2. 収集・運搬計画	43
3. 中間処理計画	46
4. 最終処分計画	48
5. その他ごみ処理に関して必要な事項	49

第 3 章 生活排水処理基本計画.....	50
第 1 節 生活排水処理の現状.....	50
1. 生活排水処理概要	50
2. 生活排水処理実績	51
3. し尿及び汚泥処理の現状	53
4. 収集・運搬の現況	54
5. 中間処理の現況	54
第 2 節 生活排水処理量の将来予測.....	55
1. 生活排水処理形態別の将来人口.....	55
2. し尿及び浄化槽汚泥処理量.....	56
第 3 節 生活排水処理基本計画	57
1. 基本方針.....	57
2. し尿・浄化槽汚泥処理計画.....	57

第 1 章 計画の位置づけ

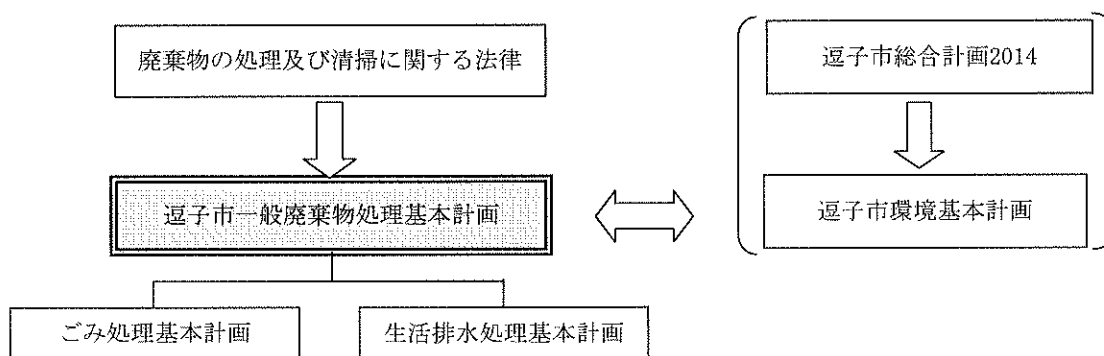
1. 計画改定の趣旨

本市では、平成 22 年 3 月に策定した逗子市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの発生や排出抑制、資源ごみの分別・資源化及び生活排水の適正処理等に取り組んできました。今回の計画の見直しは、計画策定から 5 年が経過したことから中間見直しを行うものです。

計画の見直しにあたっては、策定後 5 年間の目標値に対する中間評価を行うとともに、国の廃棄物処理に関する動向の変化などを見据えて見直しを行います。

2. 計画の位置づけ

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」と言います。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、「逗子市総合計画 2014」、「逗子市環境基本計画」等との整合を図り、長期的、総合的視点にたって、計画的に一般廃棄物処理施策を推進するために平成 22 年 3 月に策定した「逗子市一般廃棄物処理基本計画」の中間見直しを行い策定したものです。



3. 計画期間

この計画の計画期間は、平成 22 年 3 月に策定した「逗子市一般廃棄物処理基本計画」と同じ期間とし、計画目標年度を平成 31 年度とします。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の沿革

ごみ処理の沿革は、表2.1.1に示すとおりです。

表2.1.1 ごみ処理の沿革

年次	収集・運搬関係	中間処理関係	最終処分関係	その他
昭和43年		・池子地区に清掃センター塵芥処理場 90t/24h完成	・清掃センター場内に最終処分場完成(35,000m ²)	
45	・全市にダストボックス方式普及			
48	・不燃ごみ・粗大ごみ分別収集開始(ステーション方式月1回)			・多量排出者のみに有料化 ・一般廃棄物処理計画策定
50	・銀座・なぎさ通り袋詰め収集に移行(戸別収集廃止)			
51				・不用品交換案内板設置
52	・ダストボックス撤収しステーション方式へ。可燃物週3回収集			
54		・粗大ごみ処理施設完成		
56		・焼却施設完成 140t/24h		
57			・最終処分場完成(第二期)	
59	・使用済み乾電池分別収集開始		・下水汚泥乾燥施設完成	
61	・市全域ステーション方式に移行			
62	・不燃・粗大ごみ月2回収集			・一般廃棄物処理計画全面改定
63				・フリーマーケット第1回実施
平成2年		・し尿処理施設更新		
3	・市内15箇所新聞・雑誌・アルミ缶・びん・スチール缶収集実施			・家庭用コンポストの貸与開始
4			・最終処分場完成(第三期)	・ごみ散乱防止ネット配布開始
5	・あき缶・あきびん・古紙の定点回収151箇所			・資源回収奨励金制度実施
6		・あき缶・あきびん選別処理施設完成(5t/5h)		・逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例並びに施行規則全面改正 ・廃棄物減量等推進審議会設置
7	・あき缶・あきびん分別収集開始 ・フロンガス回収実施 ・定点回収廃止	・あき缶・あきびんストックヤード完成		・資源回収奨励金制度改正
8				・生ごみ処理容器等購入費助成事業開始 ・減量化・資源化協力店制度開始
9				・一般廃棄物処理基本計画改定
10	・ごみ袋を透明・半透明のポリ袋に統一			・逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例制定

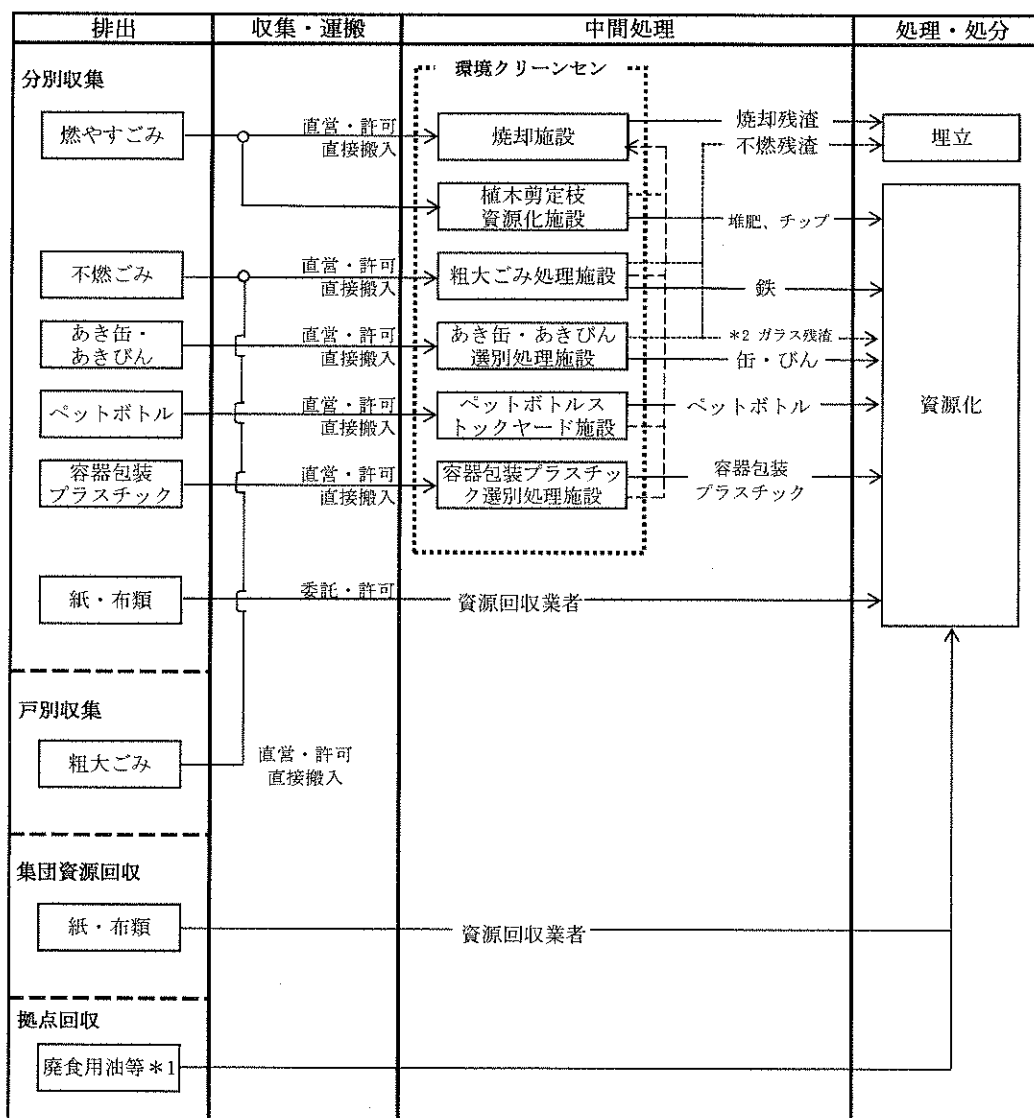
11	・燃やすごみ市内全域、月・水・金曜日収集に移行 ・粗大ごみの戸別収集開始	・ペットボトルストックヤード施設完成		
12		・排ガス高度処理施設整備工事開始（平成14年度まで）		
13	・ふれあい収集開始			・資源回収奨励金制度に飲料用パック、ミックスペーパー追加 ・大型生ごみ処理機導入調査事業開始（逗子シーサイドハイツ：14年2月～4月）
年次	収集・運搬関係	中間処理関係	最終処分関係	その他
14	・粗大ごみ券（証紙）による戸別収集開始 ・紙・布類の委託収集開始			・大型生ごみ処理機導入調査事業（ファミリー逗子：15年3月～）
15				・電動式生ごみ処理機貸与事業開始 ・大型生ごみ処理機導入調査事業（市営沼間南台住宅：16年3月～）
16	・燃やすごみを月・金曜日に移行 ・不燃ごみ、ペットボトル、あき缶・あきびんを月2回収集から週1回に移行 ・容器包装プラスチックを週1回収集開始 ・市内全域を同じ収集日に統一	・容器包装プラスチック選別処理施設完成		
21				・バクテリアdeキエーロ普及開始
22	・資源物の拠点回収開始	・植木剪定枝資源化試行開始 ・焼却施設長寿命化計画策定		・一般廃棄物処理計画改定 ・生ごみマイスター制度創設 ・生ごみ処理容器等購入費助成事業助成率の引上げ ・大型生ごみ処理機設置助成事業開始 ・市立小学校に大型生ごみ処理機設置（池子）
23		・焼却施設基幹改良工事開始（平成25年度まで）	・最終処分場延命化（転圧）工事開始（平成24年度まで）	・大型生ごみ処理機設置助成事業助成対象に入所系介護施設を追加 ・入所系介護施設3箇所に大型生ごみ処理機設置 ・市立小学校に大型生ごみ処理機設置（沼間、小坪）
24	・生ごみ分別収集モニタリング調査実施	・植木剪定枝の一部資源化委託開始	・焼却灰の一部資源化委託	・事業系ごみ処理の制度改正 ・市民団体との協働によるごみ減量化資源化啓発及び資源物回収のモデル事業開始 ・家庭用生ごみ処理容器（キエーロ）のモニター事業実施 ・市立小学校に大型生ごみ処理機設置（逗子、久木）
25		・植木剪定枝粉碎車導入	・ガラス残渣の資源化委託開始	・出張エコ広場ずし開始 ・逗子市商工会との家庭用生ごみ処理容器（キエーロ）普及拡大に関する協定締結 ・生ごみ処理容器等購入費助成事業助成率の引上げ ・市営住宅1箇所、公立保育園2園、民間保育園1園に大型生ごみ処理機設置

2. ごみ処理体制

(1) ごみ処理フロー

平成 25 年度の本市のごみ処理の流れについては、図 2.1.1 に示すとおりです。

平成 20 年度以降、変更した点は、拠点回収により廃食用油、廃蛍光管等の回収の実施、持込まれた植木剪定枝の資源化及びあき缶・あきびん選別処理施設から埋立を行っていたカレットの資源化が主のものです。



(注) *1 廃食用油、廃インクカートリッジ、廃蛍光管、水銀式体温計、あきびん、乾電池、小型充電式電池、CD・DVD・ビデオテープ等

*2 あきびん・あき缶選別施設からのガラス残渣を平成25年度途中から資源化処理委託を開始

図 2.1.1 逗子市ごみ処理フロー（平成 25 年度）

(2) ごみ処理主体

本市のごみ処理の主体については、表 2.1.2 に示すとおりです。

表 2.1.2 ごみ処理主体

		排出者	指導	収集・運搬	中間処理	最終処分	
家庭系	燃やすごみ	家庭	市	直営又は 自己搬入	直営	直営	
	不燃ごみ				委託	容リ法等 による 資源化	
	粗大ごみ						
	あき缶・あきびん			資源回収業者	直営		
	ペットボトル				委託		
	容器包装プラスチック						
	紙・布類				直営		
事業系	燃やすごみ	事業者	市	自己搬入 (許可業者)	直営	直営	
	不燃ごみ				委託	容リ法等 による 資源化	
	粗大ごみ						
	あき缶・あきびん			資源回収業者	直営		
	ペットボトル				委託		
	容器包装プラスチック						
	紙・布類				直営		
集団資源回収		団体	市	資源回収業者 資源回収業者			

(注) 以下の要件すべてに該当する少量排出事業者は、家庭系ごみステーションに排出することが可能です。
 ①事業主を含む従業員の総数が 3 人以下である。②食品廃棄物を排出しない。③ごみ排出量が 1 日平均 1 キログラム以下である。

(3) 組織体制

本市におけるごみ処理は、環境都市部の資源循環課及び環境クリーンセンターにより、図 2.1.2 に示す体制で行なっています。

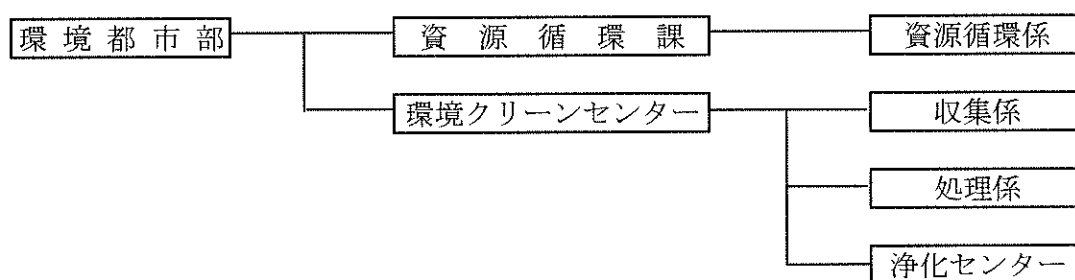


図 2.1.2 組織体制

3. 減量化・資源化対策

(1) 資源回収奨励金

資源として再利用できる排出物を回収するリサイクル活動の推進を目指し、自治会・町内会等が回収した古紙等の資源物について、平成 5 年度から奨励金を交付しています。

- 対象団体数 : 56 団体 (平成 26 年 3 月 31 日現在)
- 対象資源物 : 新聞紙、雑誌、ダンボール、布類、飲料用紙パック、ミックスペーパー

(2) 生ごみ処理容器等購入費助成

ア 家庭用生ごみ処理容器

生ごみの減量化及び堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器等を購入した市民に対し、限度額を定め費用の助成をしています。

過去 5 年間の助成台数は、図 2.1.3 に示すとおりです。平成 25 年度には 295 台と大幅に増加しました。

- 生ごみ処理容器等の種類：コンポスト容器、EM 処理容器、電動処理機、
バクテリア de キエーロ等

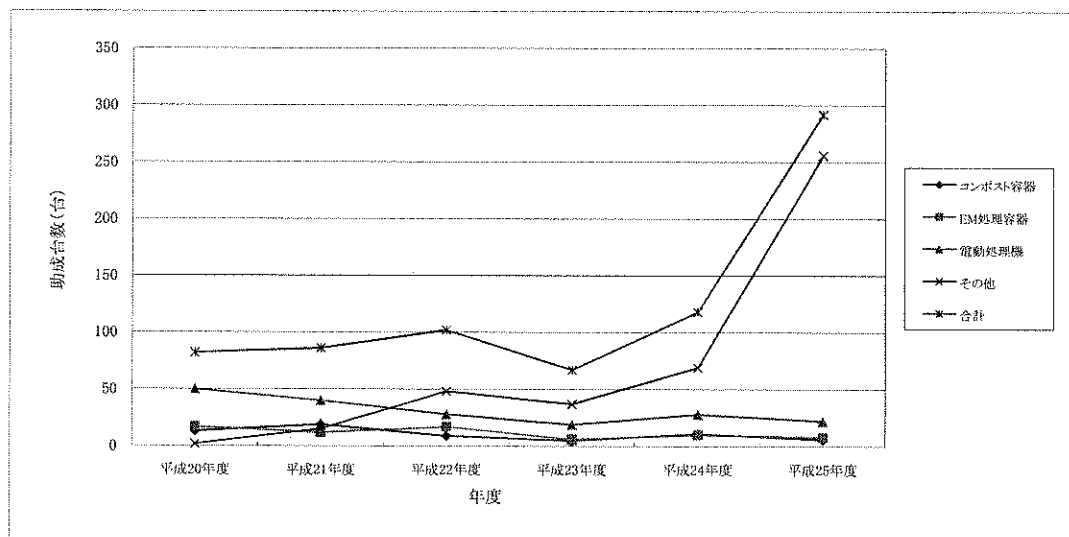


図 2.1.3 生ごみ処理容器等助成台数の推移

イ 大型生ごみ処理機

平成 22 年度から集合住宅及び自治会単位等を対象に、大型生ごみ処理機設置に対する補助金制度を設けました。平成 22 年度から平成 25 年度までの助成台数は、4 台となっています。

(3) 電動式生ごみ処理機貸与

家庭用電動式生ごみ処理機を一般家庭に貸与し、効果等を体験してもらうことによって、生ごみ処理機の普及を図り、生ごみの減量化・資源化を推進することを目的として、電動式（乾燥式）生ごみ処理機（2 台）の貸し出しを行っています。

(4) ごみ減量化・資源化協力店制度

簡易包装の推進を含め、ごみの減量化・資源化の施策に取り組む事業者を「ごみ減量化・資源化協力店」として指定し、ごみ減量化・資源化を推進しています。指定店舗数は、表 2.1.3 に示すとおりです。

表 2.1.3 「ごみ減量化・資源化協力店」指定店舗数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
指定店舗数	80	80	146	142	142	142

(5) 不用品交換制度

家庭で使用しなくなった物の交換情報を提供する場所として、市役所 1 階に案内板を設置しています。交換実績は、表 2.1.4 に示すとおりです。

表 2.1.4 不用品交換実績

分類	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	受付件数	成立件数	受付件数	成立件数	受付件数	成立件数	受付件数	成立件数	受付件数	成立件数	受付件数	成立件数
売ります	289	131	226	125	186	109	231	109	159	74	157	81
買います	54	15	86	24	87	24	76	24	162	7	232	13
無料で差し上げます	180	137	150	111	159	123	181	111	200	125	231	152
計	523	283	462	260	432	256	488	244	521	206	620	246

(6) 市民活動への支援

フリーマーケットやごみの減量化や資源化を目的とした市民活動に対して、市では後援等による支援を行っています。これまで支援してきた市民の活動には、「もったいない市」や「リサイクル広場」を開催する団体の活動、ごみ問題の学習会や講習会の開催、イベントへの参加による啓発に取り組む団体の活動などがあります。また、平成 24 年 10 月からは市民協働事業提案制度により採用された活動として、市役所 1 階に「エコ広場ずし」をオープンしました。

4. ごみ排出量

(1) 年間ごみ排出量

収集、持込み及び許可業者の年間ごみ排出量は、表 2.1.5 に示すとおりです。

排出量の中で、燃やすごみは約 51%（平成 25 年度）を占めています。

表 2.1.5 収集、持込み及び許可業者の年間ごみ排出量

年度 分別区分		実績 績						(t/年)
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
計画収集人口（米軍家族含む）（人）		61,415	61,893	61,470	61,323	60,983	60,749	
計画収集人口（米軍家族除く）（人）		58,660	58,738	58,340	58,323	57,983	57,749	
燃 や す ご み	収 集	11,604	11,581	11,408	11,524	10,424	10,253	
	持込・許可	3,190	3,672	3,759	3,494	3,644	3,843	
	計	14,794	15,253	15,167	15,018	14,068	14,096	
不 燃 ご み	収 集	571	548	548	565	528	530	
	持込・許可	36	40	45	41	16	19	
	計	607	588	593	606	544	549	
粗 大 ご み	収 集	352	321	333	339	321	348	
	持込・許可	598	576	559	605	324	322	
	計	950	897	892	944	645	670	
資源ごみ	ペットボトル	収 集	185	195	206	206	206	202
		持込・許可	1	1	1	3	0	0
		計	186	196	207	209	206	202
	容器包装 プラスチック	収 集	819	839	817	799	762	765
		持込・許可	50	30	15	10	0	0
		計	869	869	832	809	762	765
	あ き 缶 ・ あ き び ん	収 集	836	836	858	832	808	813
		持込・許可	10	20	19	19	1	1
		計	846	856	877	851	809	814
	乾 電 池	収 集	4	4	7	8	9	6
	廃 食 用 油	収 集				1	1	2
	ビデオテープ等	収 集			1	6	5	4
	紙・布	委託収集	773	722	739	736	702	688
		持込・許可	0	0	0	0	0	0
		集団回収	3,072	2,882	2,814	2,646	2,504	2,443
		計	3,845	3,604	3,553	3,382	3,206	3,131
	収 集 合 計		2,617	2,596	2,628	2,588	2,493	2,480
	持 込 ・ 許 可 合 計		61	51	35	32	1	1
	集 団 回 収 合 計		3,072	2,882	2,814	2,646	2,504	2,443
	資 源 ご み 合 計		5,750	5,529	5,477	5,266	4,998	4,924
収 集 ご み 量 合 計		15,144	15,046	14,917	15,016	13,766	13,611	
持 込 ・ 許 可 ご み 量 合 計		3,885	4,339	4,398	4,172	3,985	4,185	
集 団 回 収 ご み 量 合 計		3,072	2,882	2,814	2,646	2,504	2,443	
総 合 計 量		22,101	22,267	22,129	21,834	20,255	20,239	

(注) 収集：市直営収集ごみ量、持込：直接搬入ごみ量、許可：許可業者搬入ごみ量

・集団回収とは、集団資源回収により回収された紙・布類

(2) 人口1人1日あたりごみ排出量

米軍家族人口を含む人口1人1日あたりごみ排出量（以下「発生原単位」といいます。）は、表2.1.6に示すとおりです。

表2.1.6 発生原単位の内訳

収集区分	分別区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収集	燃やすごみ	(g/人日)	518	513	508	515	468	462
	不燃ごみ	(g/人日)	25	24	24	25	24	24
	粗大ごみ	(g/人日)	16	14	15	15	14	16
	資源ごみ*1	(g/人日)	117	115	117	116	112	112
	計	(g/人日)	676	666	664	671	618	614
総ごみ (収集・許可・持込)	燃やすごみ	(g/人日)	660	675	676	671	632	636
	不燃ごみ	(g/人日)	27	26	26	27	24	25
	粗大ごみ	(g/人日)	42	40	40	42	29	30
	資源ごみ*2	(g/人日)	257	245	244	235	225	222
	計	(g/人日)	986	986	986	975	910	913

*1：委託回収を含む

*2：委託回収、集団回収を含む

(3) 資源化量

粗大ごみ処理施設、あき缶・あきびん選別処理施設、ペットボトルストックヤード施設、容器包装プラスチック選別処理施設で選別回収された資源物、集団回収による資源物の回収及び直接資源化された資源化実績量の推移は、表2.1.7に示すとおりです。

表2.1.7 資源化量

		(t/年)					
項目/年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
資源化量		5,389	5,055	5,294	5,561	5,676	5,709
市の収集・処理		2,317	2,173	2,480	2,915	3,172	3,266
鉄・アルミ類		467	433	473	479	436	447
(アルミ、スチール缶)		(175)	(169)	(165)	(164)	(151)	(172)
(その他鉄類)		(292)	(264)	(308)	(315)	(285)	(275)
びん類		370	387	370	376	326	347
紙類		716	661	680	668	641	630
布類		57	61	59	68	61	57
ペットボトル		181	170	177	176	170	174
容器包装プラスチック		522	457	604	653	609	617
乾電池等		4	4	7	8	9	6
事業活動より		0	0	0	0	0	0
植木剪定枝		0	0	109	478	508	502
廃食用油、ビデオテープ類、廃蛍光灯管		0	0	1	9	7	6
ガラス屑類の資源化		0	0	0	0	0	103
焼却灰資源化		0	0	0	0	405	377
集団回収		3,072	2,882	2,814	2,646	2,504	2,443
紙類		2,911	2,721	2,642	2,467	2,337	2,282
布類		161	161	172	179	167	161
ごみ総排出量		22,101	22,267	22,129	21,834	20,255	20,239
資源化率 (%)		24.4	22.7	23.9	25.5	28.0	28.2

5. 収集・運搬の現況

収集・運搬の概要は、表 2.1.8 に示すとおりです。

なお、平成 13 年 3 月からごみステーションまでごみを運ぶのが困難な高齢者や障害者のみの世帯などを対象に、戸別収集「ふれあい収集」を行っています。

表 2.1.8 収集・運搬の概要

分別区分	運営	収集方法	ステーション数	収集頻度	収集曜日	収集車両	排出方法
燃やすごみ	直営	ステーション	約1,100	週2回	月・金	パッカー車	透明・半透明の袋
不燃ごみ	直営	ステーション	約800	週1回	火	パッカー車	透明・半透明の袋
ペットボトル	直営	ステーション	約800	週1回	火	パッカー車	透明・半透明の袋
容器包装プラスチック	直営	ステーション	約1,100	週1回	水	パッカー車	透明・半透明の袋
あき缶・あきびん	直営	ステーション	約800	週1回	木	パッカー車	透明・半透明の袋
粗大ごみ	直営	戸別	—	随時申込み	火・水・木	平ボディー車	証紙貼付
紙・布	委託	ステーション	—	週1回	木	平ボディー車 コンテナ車	新聞紙・雑誌・ダンボールは紐で縛る。 ミックスペーパーは紙袋などに入れて縛る
ふれあい収集	直営	戸別	—	週1回	火又は木	平ボディー車	透明・半透明の袋

6. 中間処理及び最終処分の現況

(1) 焼却量及び最終処分量

焼却量は、平成 20 年度が 14,794 t ですが、平成 25 年度は 13,594 t と減少しています。

焼却残渣（焼却灰）は、最終処分場に埋立処分しています。平成 25 年度の焼却残渣最終処分量は 1,913 t（焼却処理量の 14.1%）でした。

焼却処理量及び最終処分量の推移は表 2.1.9 に示すとおりです。

表 2.1.9 焼却処理量及び最終処分量

		(t/年)					
項目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ごみ総排出量		22,101	22,267	22,129	21,834	20,256	20,239
中間処理量		18,255	18,659	18,868	18,437	17,034	17,096
内訳	焼却処理施設	14,794	15,253	15,058	14,540	13,560	13,594
	粗大ごみ処理施設	1,557	1,485	1,785	1,550	1,189	1,219
	あき缶・あきびん選別処理施設	845	856	877	851	809	814
	ペットボトルストックヤード施設	186	196	207	209	206	202
	容器包装プラスチック選別処理	873	869	832	809	762	765
	植木剪定枝資源化施設	—	—	109	478	508	502
最終処分量		2,863	3,046	3,047	2,899	1,902	2,155
内訳	焼却残渣	2,436	2,701	2,691	2,542	1,593	1,913
	不燃残渣	427	345	356	357	309	242
焼却残渣率（％）		16.5	17.7	17.9	17.5	11.7	14.1
最終処分率（％）		13.0	13.7	13.8	13.3	11.2	11.9

(注) 焼却残渣率（％）＝焼却残渣量／焼却処理施設処理量×100
最終処分率（％）＝最終処分量／ごみ総排出量×100

(2) ごみの性状

本市では、燃やすごみについて、乾ベースによるごみ質組成分析を年 4 回、湿ベースによるごみ質組成分析を年 4 回それぞれ行っています。乾ベースについては、ごみピットからごみを採取し、湿ベースについては、ごみ収集車（パッカー車）2 台からごみを採取しています。

湿ベース分析については、家庭系生ごみの組成分析が目的のため、事業系が混ざらないよう、住宅地から排出されたごみを分析対象としています。

平成 25 年度平均の家庭系燃やすごみの湿ベースの組成（重量）は、図 2.1.4 に示すとおりです。組成の割合が大きい順に厨芥類が 39%、紙類が 27%、合成樹脂類が 18%の順となっています。

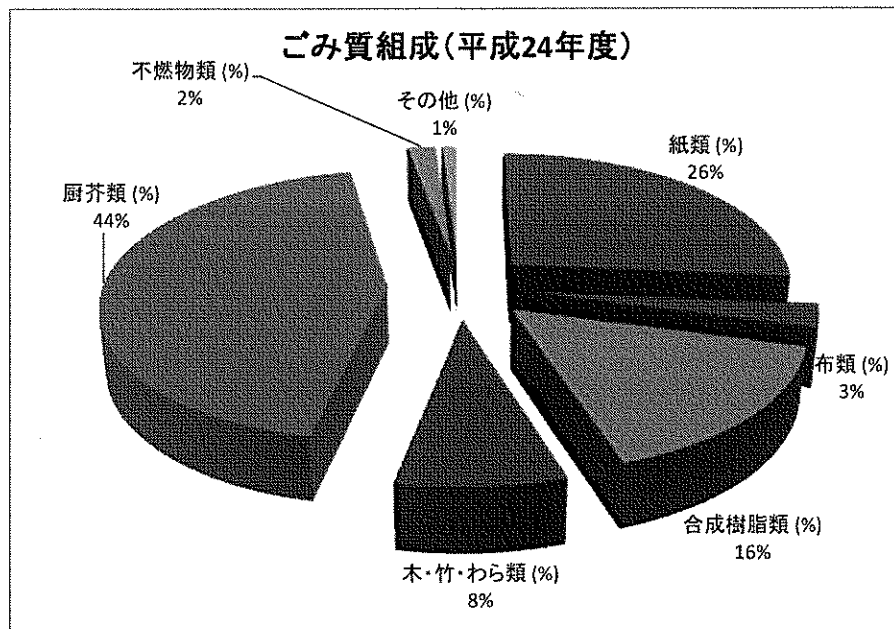


図 2.1.4 家庭系燃やすごみの平均組成 (重量) (平成 25 年度平均：湿ベース)

(3) 施設整備状況

本市のごみ処理施設等は、表 2.1.10 及び次に示すとおりです。

ア 中間処理施設

中間処理施設のうち、焼却施設が稼動開始から 32 年及び粗大ごみ処理施設が 35 年経過し、施設の老朽化が進んでいます。

このため焼却施設は、施設の延命化のために、平成 23 年度から 25 年度にかけてごみクレーン、燃焼設備、ガス冷却設備、灰出し設備及び排水処理設備等の大規模改修工事を実施しました。

イ 最終処分場

既存の最終処分場は、計算上平成 21 年度中には埋立容量が限界となってしまうため、平成 22 年度に嵩上げによる対策を行うとともに残余容量確保のため平成 23 年度、24 年度にかけて転圧を実施し、埋立容量の確保を行いました。平成 25 年度末の残余容量は、約 4,300m³で、災害時等のために確保しておく必要があるため、ガラス残渣屑に加えて平成 26 年度から焼却残渣の外部での資源化を行う計画です。

表 2.1.10 逗子市ごみ処理施設等の現況

施設名	焼却施設	粗大ごみ処理施設
所在地	逗子市池子4丁目956番地	
敷地面積	7,787m ²	
竣工年月	昭和56年10月	昭和54年3月
施設規模	140t/24h(70t/24h×2基)	30t/5h
その他	全連続式焼却炉	縦型回転方式

施設名	あき缶・あきびん選別処理施設	ペットボトルストックヤード施設
所在地	逗子市池子4丁目956番地	逗子市池子4丁目952番地
敷地面積	482m ² (7,787m ² に含む)	155m ²
竣工年月	平成6年11月	平成11年9月
施設規模	5t/5h	1.25t/5h
その他	磁選、アルミ選別、手選別	手選別、圧縮梱包

施設名	容器包装プラスチック選別処理施設	植木剪定枝資源化処理施設
所在地	逗子市池子4丁目956番地	逗子市池子4丁目956番地
敷地面積	1,740m ²	-
竣工年月	平成22年6月	平成22年9月
施設規模	6.7t/8h	3.75t/日
その他	手選別、圧縮梱包	粉砕

施設名	一般廃棄物最終処分場
所在地	逗子市池子4丁目956番地
埋立面積	7,950m ²
竣工年月	平成4年3月(埋立開始:平成5年6月)
埋立容積	計画変更後:55,892m ³ (平成22年度) 計画変更前:50,880m ³
その他	サンドイッチ方式

7. ごみ処理事業費の概況

(1) ごみ処理に要する経費

本市のごみ処理に要する年間経費は、表 2.1.11 に示すとおり、平成 25 年度で約 9 億円となっています。施設改修等で費用を要する場合でも、市の財政に過度の負担とならないよう、常にコストを意識し経費の削減を図ってきました。

なお、平成 26 年度から焼却残渣を全量外部での資源化を計画しており、その費用を含む平成 26 年度の予算をもとにした処理経費を参考までに示しました。

表 2.1.11 ごみ処理に要する経費

項目/年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度予算(参考)
a. 収集運搬費 (千円)	406,376	356,165	354,949	344,313	313,896	319,578	352,352
b. 中間処理費 (千円)	454,252	436,767	546,402	532,091	656,644	592,879	530,830
c. 最終処分費 (千円)	14,450	13,721	10,036	10,805	11,740	17,778	213,297
d. 処理及び維持管理費計 (a+b+c) (千円)	875,078	806,653	911,387	887,209	982,280	930,235	1,096,479
1人あたりの処理経費 *1 (円)	14,249	13,033	14,827	14,468	16,107	15,313	18,089
1tあたりの処理経費 *2 (円)	45,987	41,612	47,185	46,238	55,333	52,272	61,767
e. 建設改良費 *3 (千円)	0	0	12,481	36,191	1,473,024	1,801,184	0
f. 合計(d+e) (千円)	875,078	806,653	923,868	923,400	2,455,304	2,731,419	1,096,479

*1 「1人あたりの処理経費」= d / 人口

*2 「1tあたりの処理経費」= d / 計画収集総量

*3 「建設改良費」= 廃棄物処理施設の新設・改修等に係る経費

(2) ごみ処理施設建設等に伴う公債費

ごみ処理施設の建設や改修には多額の費用を要するため、地方債の借り入れを行い、毎年度の費用負担を平準化しています。借り入れに伴う毎年の公債費（償還額）の状況は表 2.1.12 に示すとおりです。

この借り入れは、平成 23 年度から 25 年度までの 3 年継続で行った焼却施設基幹的設備改良工事のものです。毎年約 3 億円を償還し、平成 35 年度に償還終了の見通しです。

表 2.1.12 ごみ処理施設建設等に伴う公債費

		(円)					
項目	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
H24借入(一般廃棄物処理施設整備事業)	元金	0	0	18,464,372	18,538,245	18,612,411	18,686,874
借入額 149,800,000	利息	592,591	599,200	595,900	522,027	447,861	373,398
H25借入(一般廃棄物処理施設整備事業)	元金	0	0	0	271,551,625	272,638,839	273,730,409
借入額 2,203,100,000	利息	2,879,468	8,308,128	8,812,400	8,560,576	7,473,362	6,381,792
合 計	元金	0	0	18,464,372	290,089,870	291,251,250	292,417,283
	利息	3,472,059	8,907,328	9,408,300	9,082,603	7,921,223	6,755,190
借入額 2,352,900,000	合計	3,472,059	8,907,328	27,872,672	299,172,473	299,172,473	299,172,473

項目	年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
H24借入(一般廃棄物処理施設整備事業)	元金	18,761,634	18,836,694	18,912,054	18,987,716	0
借入額 149,800,000	利息	298,638	223,578	148,218	72,556	0
H25借入(一般廃棄物処理施設整備事業)	元金	274,826,346	275,926,672	277,031,402	278,140,557	279,254,150
借入額 2,203,100,000	利息	5,285,855	4,185,529	3,080,799	1,971,644	858,051
合 計	元金	293,587,980	294,763,366	295,943,456	297,128,273	279,254,150
	利息	5,584,493	4,409,107	3,229,017	2,044,200	858,051
借入額 2,352,900,000	合計	299,172,473	299,172,473	299,172,473	299,172,473	280,112,201

8. ごみ処理広域化の現状

神奈川県は、ごみの排出抑制と減量化・資源化及びダイオキシン類対策を目的として、計画的かつ総合的に取組みを進めるため、平成 10 年 3 月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定しました。

同計画では、県内市町村を 9 ブロックに区割りし、ごみ処理の広域化を進めることになりました。

逗子市は横須賀三浦ブロック（4 市 1 町：横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）に区割りされ、平成 10 年 7 月に「横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会」を設置し、ごみ処理広域化に向けた調査・検討を開始しました。

しかし、広域組織の前提となる可燃ごみの分別と処理方法の統一等の課題が解決に至らなかったことから、平成 18 年 1 月 31 日に「横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会」は解散することとなりました。

横須賀三浦ブロックでのごみ処理広域化を断念した後、平成 18 年 2 月 14 日に「鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会」を設置し、同年 4 月 24 日に鎌倉市との覚書を締結し、2 市での広域化処理に向けた協議を開始しました。しかし、4 市 1 町での検討経過を踏まえながらの協議はなかなかめどが立たないことから、平成 22 年 2 月 4 日に鎌倉市との覚書を解除し、両市ともに老朽化した既存の焼却施設の延命化を図りながら、引き続き将来の広域処理に向けた検討、協議を継続することとして、新たな確認書を取り交わしました。

これまでの経緯は、表 2.1.13 に示すとおりです。

表 2.1.13 ごみ処理広域化の経緯

平成10年	3 月	「神奈川県ごみ処理広域化計画」策定(神奈川県)
	7 月	横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会設立
平成12年	8 月	4市1町覚書締結
平成13年	4 月	横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会設立
	8 月	4市1町首長会議開催 広域連合設立延期
平成14年	3 月	4市1町覚書内容の一部を変更する覚書締結
平成18年	1 月	横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会解散
	2 月	鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会設置
	4 月	2市覚書締結
平成20年	3 月	生ごみメタン化施設について、鎌倉市との共同処理を断念
平成22年	2 月	2市覚書を解除し、今後の協議についての確認書を取り交わす

第 2 節 これまでの取り組みの評価

1. 計画目標に対する達成状況の評価（中間評価）

（1）平成 25 年度実績及び平成 26 年度見込みと中間目標（平成 26 年度）との比較

ア ごみ排出量

ごみ排出量の中間目標に対する平成 25 年度実績及び平成 26 年度見込みの達成状況は、表 2.2.1 及び図 2.2.1 に示すとおりとなります。

これまで現計画に基づき家庭用生ごみ処理容器の普及促進、事業系ごみ処理の見直し、協働事業提案制度による市民協働の取り組みなど新たな施策を展開し、平成 25 年度のごみ排出量は、平成 20 年度に比べ約 1,900 t 減量し、達成率は平成 26 年度見込みで 98%となっています。目標達成のためにさらに年間 500 t 程度削減する必要があります。

表 2.2.1 ごみ排出量の中間目標に対する達成状況

項目 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成26年度 (中間目標)
ごみ排出量 (t/年)	22,101	20,239	20,194	19,692
達成率 (%)	—	97	98	—

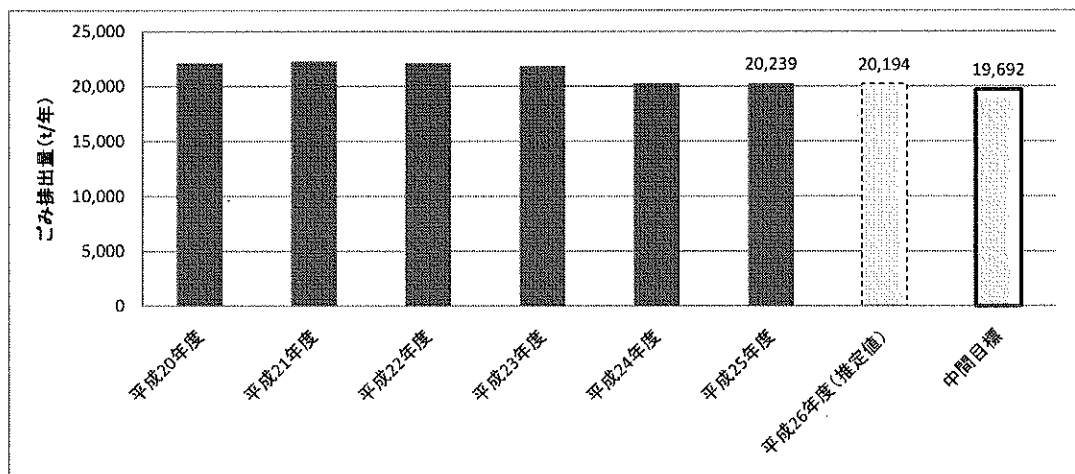


図 2.2.1 ごみ排出量の中間目標に対する達成状況

イ 資源化量

資源化量の中間目標に対する平成 25 年度実績及び平成 26 年度見込みの達成状況は、表 2.2.2 及び図 2.2.2 に示すとおりとなります。

平成 25 年度実績では、資源化率 28%で中間目標の 60%程度の達成率ですが、表 2.2.3 に示す平成 26 年度からの資源化施策を実施することによって、資源化率は 43%となり、ほぼ中間目標を達成できるものと評価できます。

表 2.2.2 資源化量の中間目標に対する達成状況

項目 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成26年度 (中間目標)
資源化量 (t/年)	5,389	5,709	8,587	8,580
資源化率 (%)	24	28	43	44
達成率 (%)	—	64	98	—

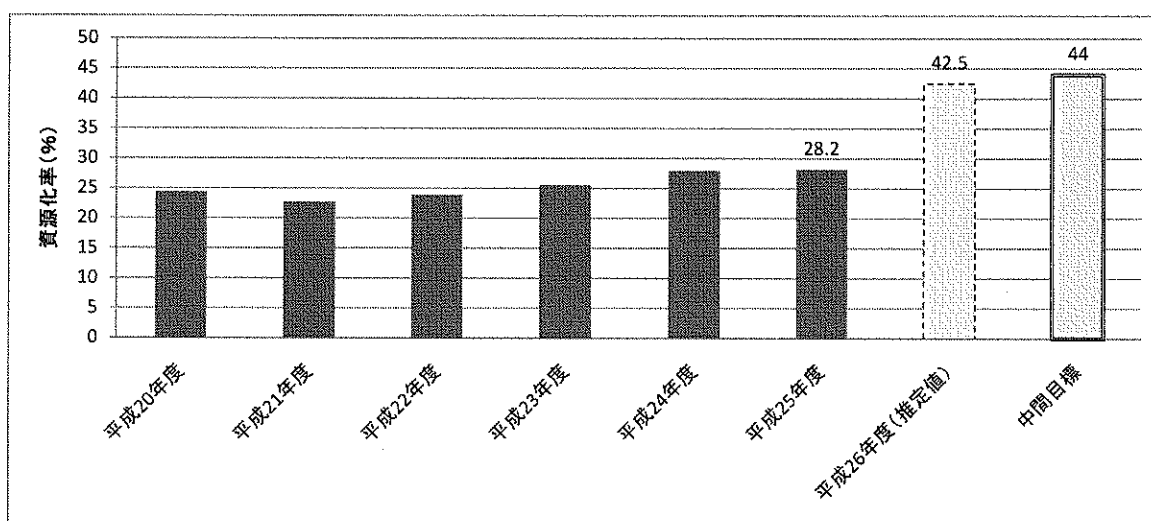


図 2.2.2 資源化量の中間目標に対する達成状況

表 2.2.3 平成 26 年度からの新たな施策

<新たな施策>

- ① 焼却残渣の外部での全量資源化
- ② 植木剪定枝の外部での資源化
- ③ あき缶・あきびん選別処理施設からの残渣（カレット）の全量資源化

ウ 最終処分量

最終処分量の中間目標に対する平成 25 年度実績及び平成 26 年度見込みの達成状況は、表 2.2.4 及び図 2.2.3 に示すとおりとなります。

平成 25 年度実績では、最終処分率 12% で中間目標の 20% 弱程度の達成率ですが、平成 26 年度から焼却残渣及びガラス残渣の外部資源化を実施することによって最終処分率 1% となり中間目標を達成することが見込まれます。

表 2.2.4 最終処分量の中間目標に対する達成状況

項目 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成26年度 (中間目標)
最終処分量 (t/年)	2,863	2,345	242	453
最終処分率 (%)	13	12	1	2
達成率 (%)	—	17	200	—

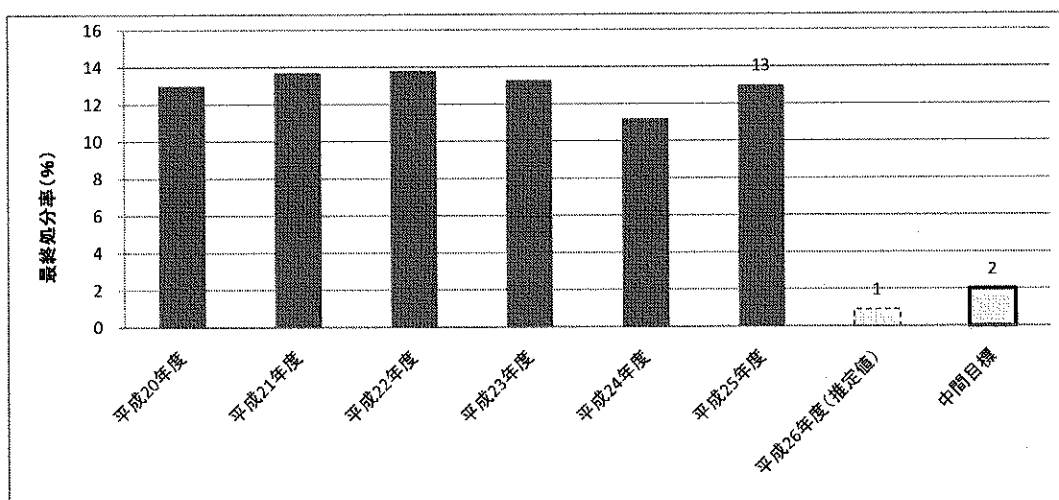


図 2.2.3 ごみ排出量の中間目標に対する達成状況

2. 各施策の実施状況の評価

各施策の実施状況の評価は表 2.2.5 に示すとおりです。

各施策ともおおむねスケジュールどおり実施されています。

表 2.2.5 各施策の実施状況の評価

○ : 実施
△ : 検討

基 本 的 な 施 策		平成25年度での実施状況	平成26年度 中間目標	評価
(1) 発生抑制と排出抑制・再生利用の推進				
ア 現施策の推進・拡大（継続施策）				
(ア) 事業系ごみの適正処理	平成24年4月から事業系ごみの適正処理と処理料金の見直し等ごみ処理の見直しを実施。	○	○	
(イ) 生ごみ処理容器等購入費助成制度	平成25年10月に助成金の見直し（電動式除く）上限を3万円とし、助成率を2/3から3/4とした。また、マイスター制度を設け生ごみ処理容器の普及拡大を推進。平成25年度実績で295台を助成。	○	○	
(ウ) ごみ減量化・資源化協力店制度	142店で推移。	○	○	
(エ) 不用品交換制度	成立件数はほぼ横ばい傾向で推移。	○	○	
(オ) 市民活動への支援	ゼロ・ウェイストの会との協働事業を実施。 （市役所1階にエコ広場等の開催）	○	○	
(カ) 廃棄物減量等推進員との連携と協働	ごみの適正排出等について連携。	○	○	
イ 新たに実施する施策（新施策）				
(ア) 生ごみ処理システムの確立	検討中。	△	△	
(イ) 大型生ごみ処理機購入費助成の追加	4か所について補助を実施。	○	○	
(ウ) 資源化品目の拡大				
a 分別収集（植木剪定枝）	検討中。	△	△	
b 直接搬入（植木剪定枝）	平成22年度から植木剪定枝の一部について堆肥・チップ化を実施。平成26年度から持込植木剪定枝を外部で資源化を計画。	○	○一部	
c 焼却残渣、破碎残渣	平成25年11月からカレットの一部を外部での資源化を実施。平成26年度から焼却残渣全量を外部で資源化を計画。	○	○一部	
d 拠点回収（廃食用油、廃蛍光管）	平成22年度から拠点で廃食用油、蛍光管、乾電池、びん等の回収を実施。	○	○	
(エ) 拠点回収	平成25年度末で12か所に拠点回収場所を設置。	○	○	
(オ) 戸別収集	検討中。	△	△	
(カ) 家庭ごみ処理の有料化	平成27年度からの実施に向け手続き中。	△	△	

○ : 実施
△ : 検討

基 本 的 な 施 策		平成25年度の実施状況	平成26年度 中間目標	評価
(2) 環境負荷の低減と適正処理の推進				
ア	排出			
	(ア) ごみと資源物の適正排出の指導	各種説明会、広報等でごみの適正分別・排出等について周知	○	○
イ	収集・運搬			
	(ア) 低公害車等の導入	検討中	△	△
ウ	中間処理			
	(ア) 施設の適正な維持管理	各種規制等について支障なく適正な維持管理を実施	○	○
	(イ) 焼却施設の整備			
	a 延命化対策の実施	平成23年度から平成25年度にかけて大規模改修を実施。	○	○
	b 新規整備	検討中	△	△
	(ウ) 資源化施設の新規整備			
	a 有機性廃棄物資源化施設 (生ごみ、植木剪定枝)	植木剪定枝は、平成22年度に資源化施設を設置し、また平成25年度に植木剪定枝粉砕車両を導入し資源化を行っている。	△	○一部
	b その他の資源化施設	検討中	△	△
エ	最終処分			
	(ア) 延命化対策の実施	平成23年度から24年度にかけて転圧による延命化を実施。選別残渣等の外部での資源化により最終処分量の削減を実施。	○	○
	(イ) 新規整備	検討中	△	△
(3) ごみ処理事業の効率化の推進				
ア	委託等民間活用	検討中	△	△
(4) 市民、事業者との協働				
ア	広報活動の充実	実施	○	○
イ	廃棄物減量等推進員会議の充実	実施	○	○
ウ	市民参画による排出抑制等の推進	実施	○	○
(5)	広域処理協議	定期的に鎌倉市との協議を実施	○	○

第 3 節 ごみ排出量等の予測

計画目標年度である平成 31 年度に向けて、各施策の実施スケジュール等に沿ってごみ排出量、資源化量及び最終処分量等について予測を行うと、次のとおりとなります。

1. ごみ処理の流れ

目標年度におけるごみ処理の流れは、図 2.3.1 に示すとおりで、当初計画からの変更点は、次のとおりです。

<主な変更点>

① 排出ごみ区分の細分化

- ・燃やすごみを「燃やすごみ」、「植木剪定枝」、「生ごみ」の 3 種類に分類します。
- ・不燃ごみを「不燃ごみ」、「有害ごみ」、「小型家電」及び「家庭金物」の 4 種類に分類します。
- ・粗大ごみについては、「小型家電」を除いたものとし、「小型家電」を新たに分類します。
- ・あき缶・あきびんは「あきびん」、「スチール缶」、「アルミ缶」の 3 種類に分類します。

② 収集・運搬

- ・「使用済小型家電製品」（以下、「小型家電」という。）を収集品目に新たに追加します。
- ・紙・布類の委託収集を廃止し、全地域集団回収とします。
- ・新たに追加あるいは細分化した「家庭金物」、「スチール缶」、「アルミ缶」は集団回収とします。
- ・これまでの「あき缶・あきびん」は「あきびん」のみ収集します。

③ 中間処理

- ・「小型家電」は環境クリーンセンターにストックし、外部委託により直接資源化を行います。また、「粗大ごみ」中に含まれている小型家電を抜き取り、資源化を行います。

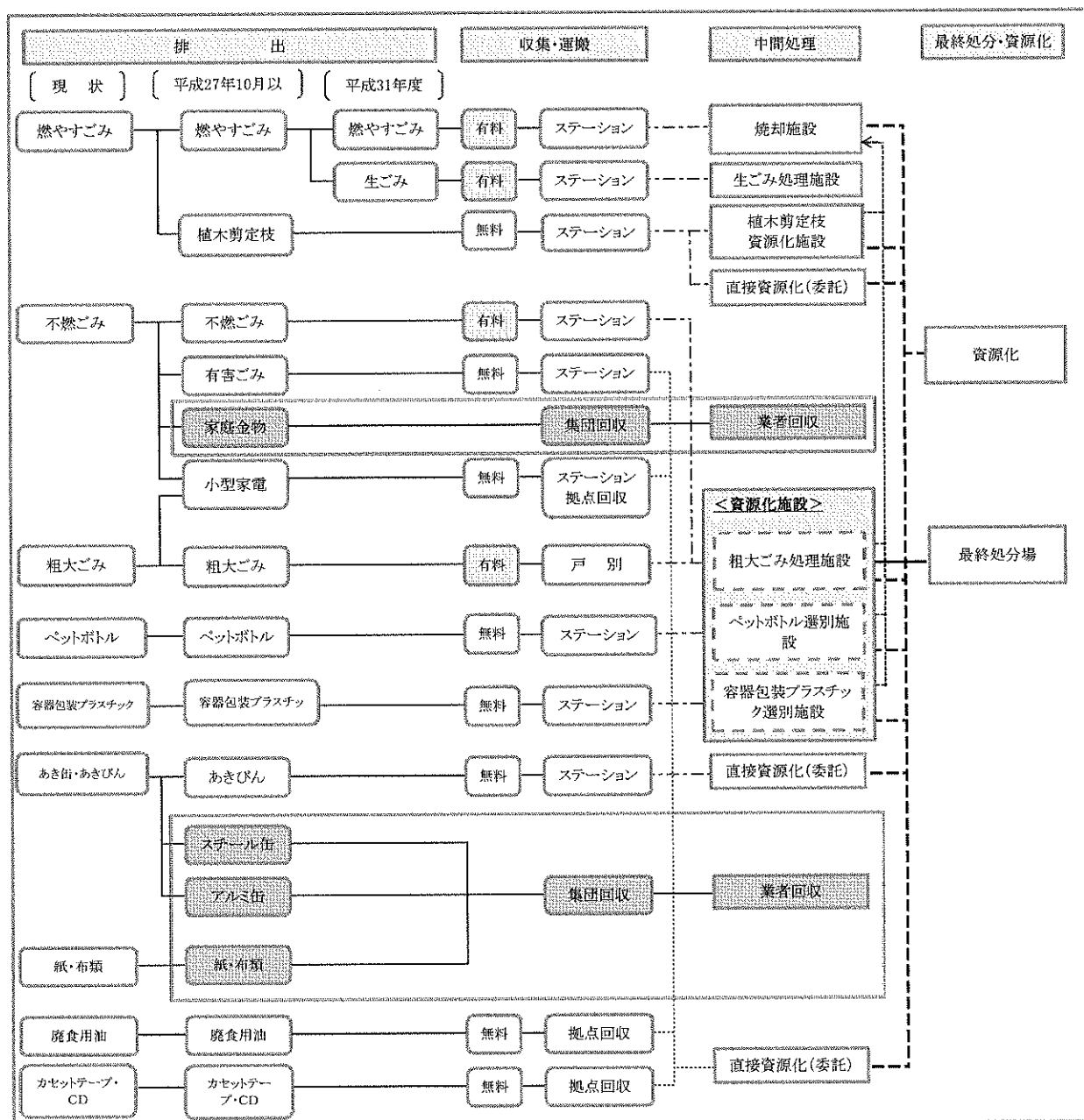


図 2.3.1 目標年度におけるごみ処理の流れ

2. ごみ排出量、資源化量等の予測方法及び予測結果

ごみ処理の流れに沿って予測したごみ排出量、資源化量等の予測方法及び予測結果は、表 2.3.1 及び次に示すとおりです。

(1) ごみ排出量等の予測方法

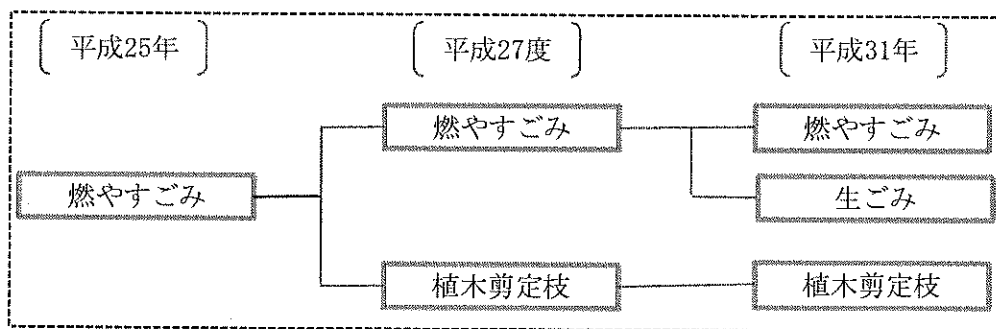
ア 収集ごみ

収集ごみ量の予測方法は、次に示すとおりです。

(ア) 燃やすごみ

燃やすごみとして排出されていた植木剪定枝は、平成 27 年度から、生ごみは平成 31 年度から分別収集する計画です。各分別ごみは、次の手順で予測しました。

- ① 最初に燃やすごみ量について、実績の傾向をもとに平成 31 年度までの排出量を予測しました。また、平成 27 年度から有料化による減量効果を 20%見込みました。
- ② 次に、燃やすごみに占める植木剪定枝の割合をもとに、植木剪定枝を推定しました。植木剪定枝の割合は、ごみ質分析データの 12%を用いました。
- ③ 平成 31 年度からの生ごみの分別量は、植木剪定枝を除いた燃やすごみ量に、生ごみの割合をもとに推定しました。生ごみの割合は、ごみ質分析データの 39%を用いました。



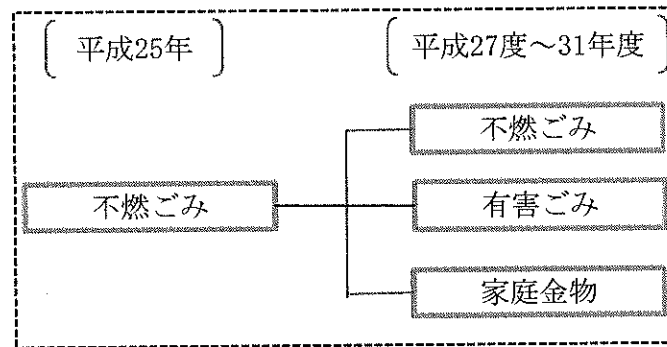
(イ) 不燃ごみ

新たに平成 27 年度から有害ごみ、家庭金物を新たに分別し、有害ごみは収集し、家庭金物は集団回収で回収する計画です。これらのごみは、主に不燃ごみ中に含まれており、不燃ごみから分別されて排出されるものとして、次の手順で予測しました。

- ① 最初に不燃ごみ量について、実績の傾向をもとに平成 31 年度までの排出量を予測しました。また、平成 27 年度から有料化による減量効果を 20%見

込みました。

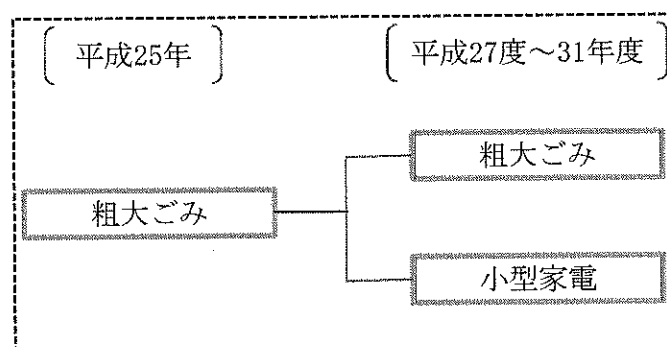
- ② 次に、有害ごみ、家庭金物は、不燃ごみ分析データの割合と①の予測結果をもとに予測しました。有害ごみ及び家庭金物の割合は、それぞれ 1%、28%です。



(ウ) 粗大ごみ

新たに平成 27 年度から小型家電を分別収集する計画です。小型家電は、主に粗大ごみ中に含まれているものとし、次の手順で予測しました。

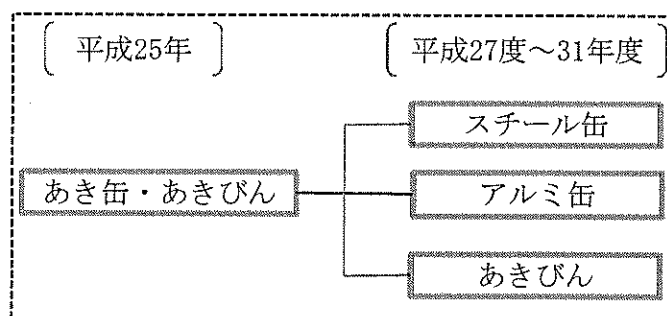
- ① 最初に粗大ごみ量について、実績の傾向をもとに平成 31 年度までの排出量を予測しました。
- ② 次に、小型家電は、他市での収集実績をもとに予測しました。小型家電の他市での実績は、1 人当たり 0.66kg/年を用いました。
- ③ ①の予測結果から②の予測結果を減じて、粗大ごみの予測結果としました。



(エ) あき缶・あきびん

あき缶・あきびんは、平成 27 年度からスチール缶、アルミ缶及びあきびんの 3 分類に分別し、スチール缶及びアルミ缶は集団回収、あきびんは市の収集とする計画です。各分別ごみは、次の手順で予測しました。

- ① 最初にあき缶・あきびん量について、実績の傾向をもとに平成 31 年度までの排出量を予測しました。
- ② 次に、スチール缶、アルミ缶及びあきびんについては、平成 25 年度の収集実績をもとに、①の予測結果を按分し予測しました。スチール缶、アルミ缶及びあきびんのそれぞれの割合は、11%、13%、76%です。



(オ) ペットボトル、容器包装プラスチック及び紙・布類

ペットボトル、容器包装プラスチック及び紙・布類については、実績の傾向をもとに予測しました。

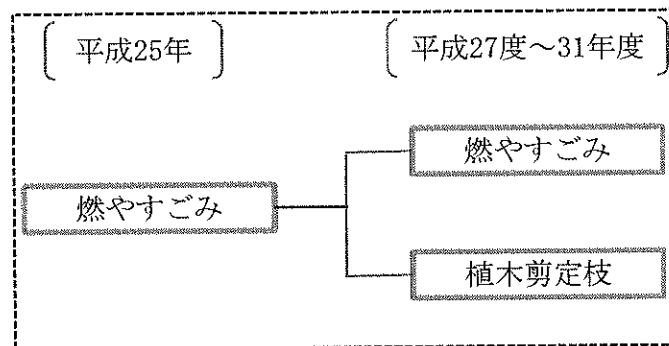
イ 許可・持込ごみ

許可・持込ごみ量の予測方法は、次に示すとおりです。

(ア) 燃やすごみ

植木剪定枝は、平成 27 年度から分別収集し、資源化を実施する計画です。そのため、許可・持込の燃やすごみについても分別し、資源化を行う必要があります。許可・持込の燃やすごみ中の植木剪定枝の量を次の方法で予測しました。

- ① 最初に燃やすごみ量について、実績の傾向をもとに平成 31 年度までの排出量を予測しました。また、平成 28 年度から料金見直しによる減量効果を 10%見込みました。
- ② 次に、燃やすごみに占める植木剪定枝の割合をもとに、植木剪定枝を予測しました。植木剪定枝の割合は、搬入実績をもとに 26%とし、残りを燃やすごみとしました。



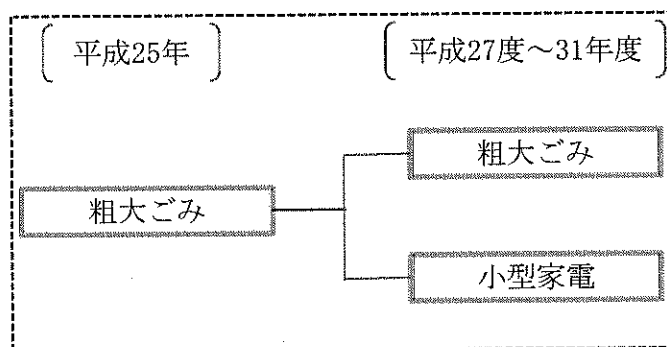
(イ) 不燃ごみ

不燃ごみ量は、実績の傾向をもとに平成 31 年度までの排出量を予測しました。なお、平成 28 年度から料金見直しによる減量効果を 10%見込みました。

(ウ) 粗大ごみ

新たに平成 27 年度から小型家電を回収する計画であるため、粗大ごみ中の小型家電を次の手順で予測しました。

- ① 最初に粗大ごみ量について、実績の傾向をもとに平成 31 年度までの排出量を予測しました。
- ② 次に、上記収集での予測結果での粗大ごみと小型家電の割合をもとに②の予測結果を按分し、予測しました。粗大ごみと小型家電の割合は、それぞれ 89%、11%です。



(2) 処理内訳

焼却施設、粗大ごみ処理施設、容器包装プラスチック選別施設及びペットボトルストックヤード施設での処理内訳は、実績から表 2.3.2 のとおり設定した。

表 2.3.2 各処理施設の処理内訳

施 設	処理量等予測方法	
焼 却 施 設	焼 却 残 渣 量	焼却量の15.5%
粗 大 ご み 処 理 施 設	金 属 等 資 源 化 量	処理量の22.6%
	可 燃 物 量	処理量の57.7%
	不 燃 残 渣 量	処理量の19.7%
容器包装プラスチック選別施設	容器包装プラスチック量	処理量の80.7%
	残 渣 量	処理量の19.3%
ペットボトルストックヤード施設	ペ ッ ト ボ ト ル	処理量の86.1%
	残 渣 量	処理量の13.9%

(2) ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量の予測結果は、表 2.3.3 及び図 2.3.2 に示すとおり、平成 31 年度には、17,796 t と予測されます。

表 2.3.3 ごみ排出量の予測値

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予測(t/年)	20,195	18,247	17,897	17,863	17,830	17,796

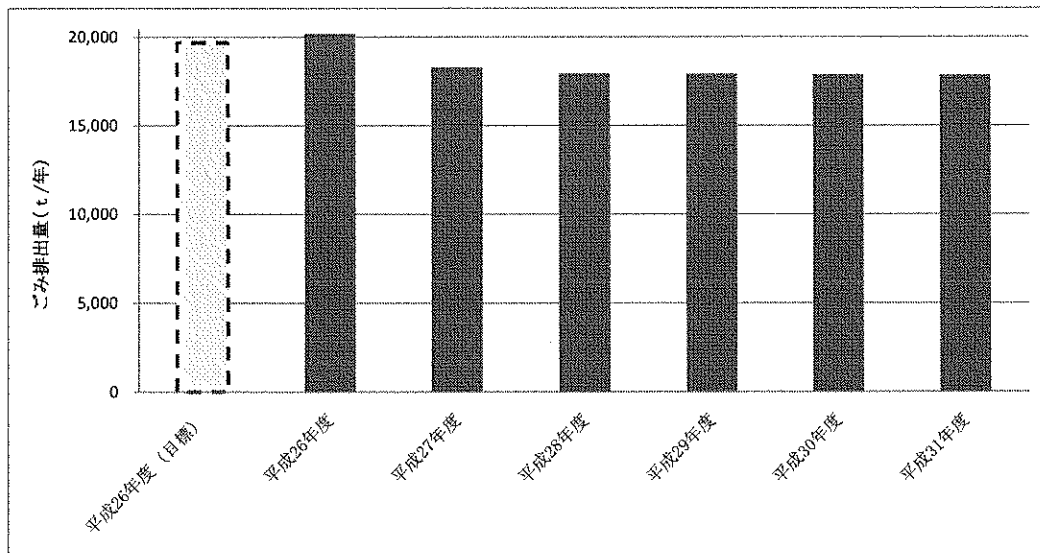


図 2.3.2 ごみ排出量の予測値

(2) 資源化率

資源化率の予測結果は、表 2.3.4 及び図 2.3.3 に示すとおり、平成 31 年度には 47%と予測されます。なお、平成 30 年度から平成 31 年度にかけて資源化率が減少しているのは、生ごみを分別するため焼却残渣量の資源化量が減少するためです。

表 2.3.4 資源化率の予測値

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予測(%)	43	49	49	49	49	47

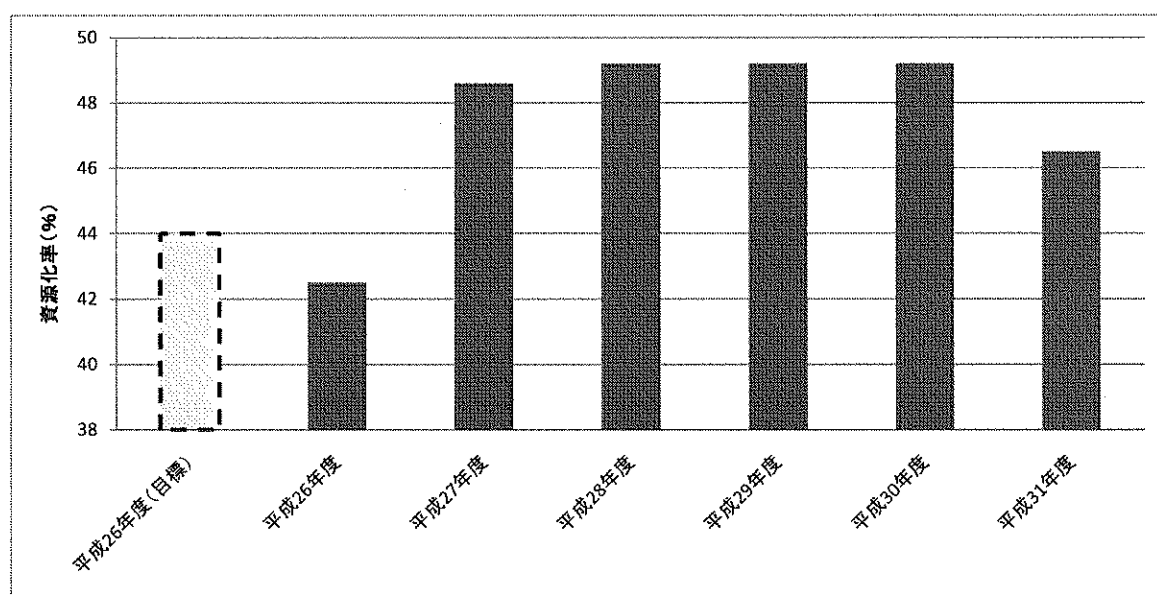


図 2.3.3 資源化率の予測値

(3) 最終処分率

最終処分率の予測結果は、表 2.3.5 及び図 2.3.4 に示すとおり、平成 26 年度以降 1%程度で推移していくものと予測されます。

表 2.3.5 最終処分率の予測値

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予測(%)	1	1	1	1	1	1

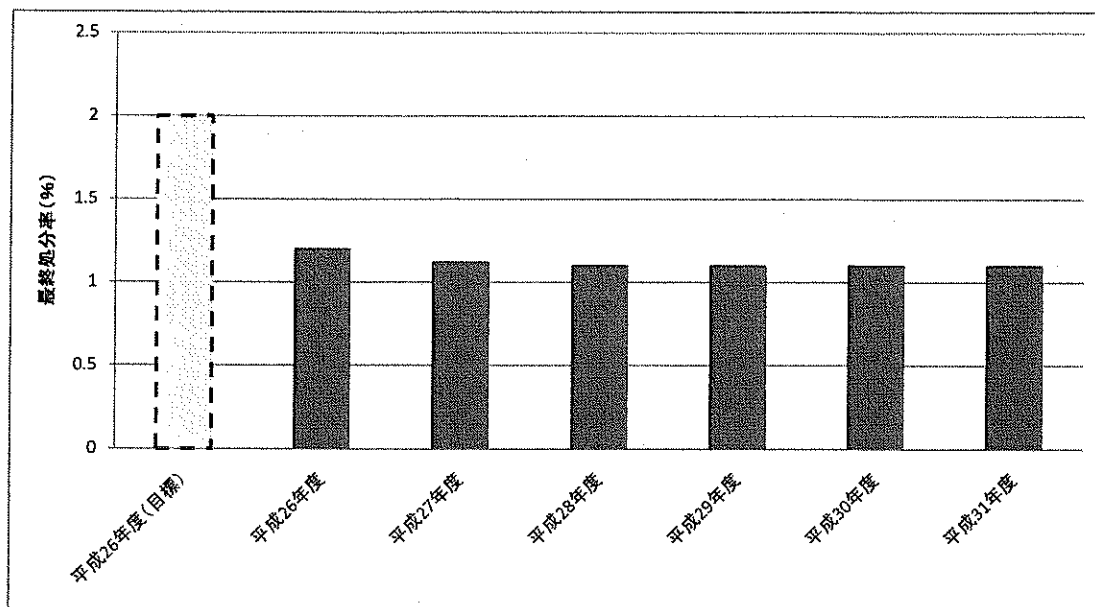


図 2.3.4 最終処分率の予測値

(t/年)

資源：み

表2.3.1(2) 処理内訳・資源化量等の推移

分別区分	年度										測									
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度								
総ごみ排出量	22,101	22,267	22,129	21,834	20,255	20,239	20,195	18,247	17,897	17,863	17,830	17,796								
処理内訳	18,255	18,659	18,868	18,437	17,034	17,096	17,053	14,773	14,426	14,394	14,364	14,333								
(焼却処理量)	(14,794)	(15,253)	(15,058)	(14,540)	(13,560)	(13,594)	(13,457)	(10,852)	(10,527)	(10,481)	(10,432)	(7,312)								
資源化内訳	3,849	3,608	3,561	3,399	3,222	3,142	3,142	3,474	3,471	3,469	3,466	3,463								
資源化率	22.104	22.267	22.429	21.836	20.256	20.238	20,195	18,247	17,897	17,863	17,830	17,796								
資源化率	467	433	473	479	436	447	445	223	216	215	215	215								
(アルミ・スチール類)	(175)	(169)	(165)	(164)	(151)	(172)	(168)	(223)	(216)	(215)	(215)	(215)								
(その他鉄類)	(292)	(264)	(308)	(315)	(285)	(275)	(277)	(327)	(326)	(324)	(323)	(322)								
紙類	370	387	370	376	326	347	341	327	326	324	323	322								
プラスチック類	773	722	739	736	702	687	687	0	0	0	0	0								
ベッ ト ボ ト ル	181	170	177	176	170	174	171	171	170	170	170	169								
容器包装プラスチック	522	457	604	653	609	617	608	606	604	602	600	599								
乾電池等	4	4	7	8	9	6	6	6	6	6	6	6								
資源化内訳	0	0	1	9	7	6	6	6	6	6	6	6								
廃食用油・ビデオテープ類等	0	0	109	478	508	502	1,500	2,121	2,118	2,115	2,112	2,108								
植木剪定枝	0	0	0	0	0	103	289	278	277	276	276	275								
刀剪	0	0	0	0	0	377	2,086	1,682	1,632	1,628	1,625	1,133								
焼却型廃棄物	0	0	0	0	405	377	75	75	75	75	75	74								
資源化率	3,072	2,882	2,814	2,646	2,504	2,443	2,443	3,382	3,379	3,377	3,374	3,372								
(紙・布類)	(3072)	(2882)	(2814)	(2646)	(2504)	(2443)	(2443)	(3128)	(3126)	(3124)	(3122)	(3120)								
(アルミ缶・スチール缶)								(190)	(190)	(190)	(189)	(189)								
(家庭金物)								(64)	(63)	(63)	(63)	(63)								
計	5,389	5,055	5,294	5,561	5,676	5,709	5,582	8,877	8,809	8,794	8,782	8,279								
最終処分量	2,863	3,046	3,047	2,899	1,902	2,155	242	195	188	188	187	187								
資源化率(%)	24.4	22.7	23.9	25.5	28.0	28.2	42.5	48.6	49.2	49.2	49.3	46.5								
最終処分率(%)	13.0	13.7	13.8	13.3	11.2	11.9	1.20	1.07	1.05	1.05	1.05	1.05								
資源化率	3,849	3,608	3,561	3,397	3,221	3,143	3,142	3,474	3,471	3,469	3,466	3,463								

第 4 節 計画目標

計画目標の設定は、本計画が中間見直しであること及びこれまでの取り組みについてもほぼ計画どおり進捗していることから、当初計画目標を継承することを基本的な考え方としています。

(1) 予測結果と当初計画目標との比較

平成 31 年度の当初計画目標と予測結果を比較すると、表 2.4.1 及び次に示すとおりとなります。

- ・ごみ排出量は、予測結果が既存計画目標を 630 t 程度上回る結果となっています。
- ・資源化率は、予測結果が既存計画目標を 6% 程度下回る結果となっています。
- ・最終処分率は、予測結果が既存計画目標を達成する結果となっています。

表 2.4.1 既存計画目標と予測結果の比較

項 目	平成31年度	
	予測結果	既存計画
ごみ排出量 (t/年)	17,796	17,221
資源化量 (t/年)	8,279	9,110
資源化率 (%)	47	53
最終処分量 (t/年)	187	296
最終処分率 (%)	1	2

(2) 計画目標

ごみ排出及び資源化に関する予測結果は、当初計画目標と乖離する結果となっているが、その乖離幅は今後努力次第では達成可能な値であると考えられることから、当初計画目標を採用するものとしました。

最終処分については、予測結果が当初計画目標を達成していることから予測数値を計画目標として設定しました。

以上から、計画見直しにあたっての本計画における計画目標を次のとおり設定しました。

ア ごみ排出量の計画目標

項目 \ 年度	現状	
	平成20年度	平成25年度
ごみ排出量 (t / 年)	22, 101	20, 239



目標
平成31年度
17, 221

イ 資源化量の計画目標

項目 \ 年度	現状	
	平成20年度	平成25年度
資源化量 (t / 年)	5,389	5,709
資源化率 (%)	24	28



目標
平成31年度
9,110
53

ウ 最終処分量の計画目標

項目 \ 年度	現状	
	平成20年度	平成25年度
最終処分量 (t / 年)	2,863	2,155
最終処分率 (%)	13	13



目標
平成31年度
187
1

第 5 節 基本方針及び基本的施策

1. ごみ処理の基本理念

ごみの減量化を図り、資源化を推進することで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される資源循環型社会の確立をめざします。

将来的には、ごみの出ないまちをめざします。

- 廃棄物による環境負荷の少ないまち
- 持続的発展が可能な資源循環型社会の確立

2. ごみ処理の基本方針

(1) 発生抑制と排出抑制・再生利用の推進（7Rの推進）



市民や事業者が自主的にごみの発生や排出を抑制していくため、その意義と必要性についての理解を深めるために、国が進める 3R 活動（ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）、これらを総称して「3R」という。）に、断る（Refuse：リフューズ）、形を変える（Reform：リフォーム）、直す（Repair：リペア）、借りる（Rental：レンタル）を追加した 7R の普及啓発活動を推進します。

その上で、7R を具体化する施策の発展に努め、ごみの発生及び排出抑制と再生利用を推進していきます。

(2) 環境負荷の低減と適正処理の推進

資源循環型社会の形成では、物をごみとして排出しないことが優先されますが、いったんごみとして排出された場合にも、極力再生利用に努め、環境への負荷の低減に配慮した安全で安定したごみ処理を行っていきます。

また、焼却処理量の削減によって、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減を図っていきます。

(3) ごみ処理事業の効率化の推進

ごみ処理を適正に行うことはもちろんのこと、事業実施にあたっては常にコストを意識し効率的な事業運営を行うとともに、より一層の経費節減に努めます。

(4) 市民、事業者との協働

資源循環型社会の形成に当たっては、市民と事業者の理解、協力及び自主的取り組みが必要不可欠です。このため、各主体が相互に協力して活動が行えるような仕組み作りを行っています。



3. 基本的な施策

(1) 発生抑制と排出抑制・再生利用の推進

ア 現施策の推進・拡大（継続施策）

(ア) 事業系ごみの適正処理

事業系ごみの処理方法を平成 24 年 4 月に変更しましたが、処理料金については近隣市町との均衡を考慮し原価より低く設定したため、改めて適正化に向けて見直しを行っていきます。

(イ) 生ごみ処理容器等購入費助成制度

生ごみ処理容器等購入費助成制度については、広報活動及び制度の充実を図り、市民の減量化・資源化の取り組みの促進に努めます。

大型生ごみ処理機購入費の助成については、共同で生ごみ処理を行う団体、入所系介護施設または私立幼稚園などでの自主的なごみの減量化・資源化に対して支援します。

(ウ) ごみ減量化・資源化協力店制度

ごみ減量化・資源化協力店制度については、指定店舗の拡大を図るほか、取り組み実績の公表などにより、ごみの発生抑制に向けた事業者の自主的な取り組みの拡大・推進に努めます。

(エ) 拠点回収

市民の資源化の利便性等を考慮し、市民がいつでも資源物を持ち込める回収拠点を平成 22 年度から設置し、資源回収を進めています。今後、さらに回収品目、回収拠点を順次拡大していきます。

(オ) 市民活動への支援

ごみの減量化や資源化を目的とした市民活動に対して、後援等による支援を積極的に行い、市民活動の拡大に努めます。

(カ) 廃棄物減量等推進員との連携と協働

廃棄物減量等推進員との連携を図りながら、地域における具体的な 7R の取り組みを推進していきます。

イ 新たに実施する施策

(ア) 生ごみ処理システムの確立

燃やすごみの約 40% 近くを占める生ごみについて、焼却処理によらない効率かつ適正な処理システムの実現を図っていきます。

(イ) 資源化品目の拡大

資源化品目に、新たに直接搬入ごみに占める割合が高い植木剪定枝をはじめ廃食用油、廃蛍光管等の資源化を行ってきましたが、さらに、小型家電製品、

家庭金物、有害ごみ等について資源化を進めていきます。

また、焼却残渣、破碎残渣の資源化について、最終処分場の延命化につながることから、その資源化についても継続して実施していきます。

(ウ) 家庭ごみ処理の有料化

ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担（受益者負担）の公平性を確保する観点から、家庭ごみ処理の有料化を実施します。

有料化によって得られた手数料収入については、ごみの減量化・資源化、リサイクルの推進等を目的とした事業に活用していきます。

(エ) 資源回収奨励金制度（集団資源回収）の見直し

奨励金の地域間の不均衡の是正、回収方法の複雑さ等からこれまでの集団回収制度を見直します。今後は全市域統一した方法とし、金属類（アルミ缶、スチール缶、家庭金物）を回収対象品目に追加拡大していきます。

(2) 環境負荷の低減と適正処理の推進

ア 排出

ごみ分別排出マナー違反が多く見られることから、市民、事業者の環境に対する意識を高めるための啓発を行うとともに、廃棄物減量等推進員との連携を図り、適正排出に努めます。

イ 収集・運搬

ごみ収集車の適切な維持管理の徹底と、走行に伴う環境への負荷の低減を図るような車両の導入に努めます。

ウ 中間処理

既存の廃棄物処理施設については、各種法律に基づく規制基準及び維持管理基準等に適合するような施設の適切な維持管理を行います。

ごみ焼却施設は、老朽化が進んでいる設備について基幹的設備工事を行い、未整備箇所については、計画的な整備を実施し、更なる延命化を図っていきます。また、焼却処理の広域化に向けた検討は、継続して行っていきます。

燃やすごみに占める割合の大きい生ごみについては、新たに施設を整備し、資源化を行っていきます。植木剪定枝については、植木剪定枝資源化施設及び委託により全量資源化を行います。

その他の施設については、処理の効率化、資源化の動向等を見定め、施設の整備を行っていきます。

エ 最終処分

ごみの減量化・資源化をいっそう進め、最終処分量の削減に努め、結果最終的に排出された焼却残渣等については資源化を行い最終処分場の延命化を図っていきます。

なお、焼却以外の中間処理施設からの残渣の排出が抑制できる処理システムについて検討していきます。

(3) ごみ処理事業の効率化の推進

市民や事業者に対して、新たな負担や取り組みを求めていく中で、ごみ処理事業の効率化や費用対効果を意識して施策を実施していく必要があり、特にごみ処理経費の約 60%を占める人件費について、委託のあり方も含めた検討を行っています。

また、リサイクルに対する社会的な要請等により民間事業者の処理技術の向上が図られてきており、今後の資源化事業については、既存の回収業者や民間事業者の活用などについて検討していきます。

(4) 市民、事業者との協働

ア 広報活動の充実

資源循環型社会形成に必要な情報等について、市民、事業者にわかりやすく、広報、キューズ (CUZ)、ホームページ等で提供するほか、施設見学等も行っています。

また、「出前型説明会」を市内自治会・町内会等団体の要請に応じて実施していきます。

イ 廃棄物減量等推進員会議の充実

廃棄物減量等推進員を通じて、地域住民のごみ処理事業に対する考え方を把握し、推進員には市と地域住民の橋渡し役を求めています。そのために、推進員にごみ処理に関する資料の提供などを行い、市との意見交換の場を設けていきます。

ウ 市民参画による減量化・資源化の推進

ごみの発生・排出抑制に関するプログラムづくりに当たって、市民・事業者等の参画を求め、ごみの発生者自らのアイデアの反映による発生・排出抑制を推進していきます。

(5) 広域処理協議

広域処理におけるエネルギーの有効利用、ごみ処理経費の縮減等のメリットやデメリットを検討し、今後、ごみ焼却施設等中間処理施設の整備に向けた広域処理協議を行っています。

4. 資源循環型社会の形成に向けた市民・事業者・市の役割

(1) 市民の役割

- 環境に配慮した商品の購入、商品の長期使用等による廃棄物の排出抑制
- ごみの分別排出による循環的な利用への協力

(2) 事業者の役割

- 廃棄物の発生抑制及び廃棄物の適正な循環的利用の推進
- 製品、容器等の設計の工夫及び廃棄物となった場合の自主的引取り

(3) 市の役割

- 分別収集及び再生利用による循環的利用、適正な中間処理及び最終処分
- 市民、事業者への自主的な取り組みの支援
- 市民、事業者への情報提供及び活動の支援

5. 各施策実施スケジュール

各施策は、表 2.5.1 に示すスケジュールに沿って推進していきます。

表 2.5.1 主な施策とスケジュール

基本的な施策	スケジュール					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
(1) 発生抑制と排出抑制・再生利用の推進						
ア 現施策の推進・拡大（継続施策）						
（ア）事業系ごみの適正処理						
（イ）生ごみ処理容器等購入費助成制度						
（ウ）ごみ減量化・資源化協力店制度						
（エ）市民活動への支援						
（オ）廃棄物減量等推進員との連携と協働						
（カ）生ごみ処理システムの確立						
（キ）大型生ごみ処理機購入費助成の追加						
（ク）資源化品目の拡大						
a 分別収集品目の追加（植木剪定枝、小型家電、有害ごみ）						
b 直接搬入（植木剪定枝全量資源化）						
c 焼却残渣の全量資源化						
d 廃食用油、廃蛍光灯、CD・ビデオテープ、小型家電の資源化						
（ケ）拠点回収（小型家電の追加）						
（コ）家庭ごみ処理の有料化						
イ 新たに実施する施策（新施策）						
（ア）小型家電の拠点回収・分別収集による資源化						
（イ）事業系ごみ処理料金の見直し						
（ウ）ごみ収集区分の見直し						
（エ）集団回収の見直し						
(2) 環境負荷の低減と適正処理の推進						
ア 排出						
（ア）ごみと資源物の適正排出の指導						
イ 収集・運搬						
（ア）低公害車等の導入						
ウ 中間処理						
（ア）施設の適正な維持管理						
（イ）焼却施設の整備						
a						
b						
（ウ）資源化施設の新規整備						
a 有機性廃棄物資源化施設（生ごみ）						
b その他の資源化施設						
エ 最終処分						
（ア）新規施設						
（イ）焼却残渣等の外部資源化						
(3) ごみ処理事業の効率化の推進						
（ア）委託等民間活用						
a ごみ収集の委託						
b 容器包装プラスチック選別処理施設の運転委託						
(4) 市民、事業者との協働						
ア 広報活動の充実						
イ 廃棄物減量等推進員会議の充実						
ウ 市民参画による排出抑制等の推進						
(5) 広域処理協議						

第 6 節 ごみ処理個別計画

1. 資源化計画

(1) 資源化の基本方針

燃やすごみを極力少なくするため、これまでの資源化施策を継承していくとともに、新たな施策を採用し、市民・事業者の協力のもと、収集・運搬体制との整合を図り、資源化を推進していきます。

(2) 資源化施策

ア 市民活動への支援

市民による資源化活動に対して積極的な支援を行い、その活動内容等について広報等を通じて情報提供していきます。

イ 資源化品目の拡大

資源化品目に小型家電製品、家庭金物、有害物を新たに追加し、資源化を行うとともに、今後さらに資源化技術の開発状況を見ながら資源化の追加品目について検討していきます。

ウ 拠点回収の整備

拠点回収については、拠点の場所、品目などの充実に向けて検討していきます。

エ 焼却灰及び選別残渣の資源化

焼却施設からの焼却残渣及び新たに整備する資源化施設からの残渣について、最終処分場の延命化対策として資源化を行います。

オ 資源化施設の整備

新たに分別収集を行う生ごみ及び老朽化が進んでいる粗大ごみ処理施設等については、新たに資源化施設を整備し、資源化を図ります。

カ 小型家電の資源化

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づいて使用済小型家電の資源化を図ります。

2. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の基本方針

各家庭から排出された資源物・廃棄物を衛生的に、かつ、資源化・処理体制と整合を図り、効率よく収集し、運搬する必要があります。

そのためには、次の方針に基づいた体制の整備を推進します。

- ① 資源化を推進するため分別区分及び収集方法の検討・実施
- ② 排出者の分別等マナーの徹底
- ③ 収集・運搬時の環境負荷の低減対策

(2) 収集・運搬体制

ア 分別区分及び収集方法

資源化・減量化の推進から、排出ごみの区分を現状の 10 区分から 17 区分に細分化するとともに、「燃やすごみ」、「不燃ごみ」については指定袋による有料化を実施します。具体的には、図 2.6.1 及び次に示すとおりです。

(ア) 分別区分

- ① 燃やすごみを「燃やすごみ」、「生ごみ」、「植木剪定枝」の 3 種類に区分します。「燃やすごみ」、「生ごみ」は、指定袋による有料化を実施します。
- ② 不燃ごみを「不燃ごみ」、「有害ごみ」、「家庭金物」、「小型家電」に細区分します。「不燃ごみ」は、指定袋による有料化を実施します。
- ③ 有害ごみを新たに設定します。有害ごみとしては、カセットボンベ、乾電池、スプレー缶、危険物等を対象とします。
- ④ 小型家電の区分を新たに設定し、不燃ごみに含まれていた携帯電話やゲーム機及び粗大ごみとしていた一部の小型家電をこの区分にします。
- ⑤ 不燃ごみとして収集していたフライパン等の小型金属を家庭金物として区分し、資源ごみとして回収します。
- ⑥ あき缶・あきびんとして一緒に収集していたあき缶とあきびんを資源化の推進から「スチール缶」、「アルミ缶」、「あきびん」として区分します。

現状

区分	収集方法	
①燃やすごみ	ステーション収集	無料
②不燃ごみ	ステーション収集	
③粗大ごみ	戸別収集	有料
④ペットボトル	ステーション収集	無料
⑤容器包装プラスチック	ステーション収集	
⑥あき缶・あきびん	ステーション収集 (あきびん類は拠点回収も実施)	
⑦紙・布類	ステーション収集 集団回収	
⑧廃食用油	拠点回収	
⑨廃蛍光管	拠点回収	
⑩カセットテープ・CD	拠点回収	

計画

区分	収集方法	
①燃やすごみ	ステーション収集	有料
②生ごみ	ステーション収集	無料
③植木剪定枝	ステーション収集	有料
④不燃ごみ	ステーション収集	無料
⑤有害ごみ	ステーション収集	有料
⑥家庭金物	集団回収	無料
⑦小型家電	ステーション収集 拠点回収	
⑧粗大ごみ	戸別収集	有料
⑨ペットボトル	ステーション収集	無料
⑩容器包装プラスチック	ステーション収集	
⑪あきびん	ステーション収集 拠点回収	
⑫スチール缶	集団回収	
⑬アルミ缶	集団回収	
⑭紙・布類	集団回収	
⑮廃食用油	拠点回収	
⑯廃蛍光管	拠点回収	
⑰カセットテープ・CD	拠点回収	

(注) 有害ごみ：スプレー缶・カセットボンベ、乾電池、危険物

図 2.6.1 ごみの分別区分

(イ) 収集方法

収集方法は、これまでどおりステーション収集を基本としますが、資源物の回収効率、利便性等を考慮して、集団回収を見直します。

現状の集団回収は、市内で自治会、子供会等が自主的に実施している地域と市が委託して行っている地域と収集地域間に不均衡が生じており、市内全域を統一し、自治会等が主体の集団回収に変更します。

拠点回収は、利便性等を考慮し拠点について検討し、拠点を増やしていきます。

また、直営収集については、民間委託の効率性等を考慮し、委託収集について可能なところから順次移行を検討していきます。

イ マナーの徹底

分別排出等マナーの徹底は、廃棄物減量等推進員との連携を密にし、分別が守られていない、排出曜日の間違いなどの不適切な排出者については指導を行うとともに、排出されたものについては現行どおり警告シールを貼り注意を促していきます。

また、新規転入者には、役所の窓口及び不動産管理会社等の協力のもとで分別排出について周知徹底を行っていきます。

(3) 計画収集・運搬量

収集ごみ及び持込・許可搬入ごみの計画収集・運搬量は、表 2.6.1 に示すとおりとなります。

収集ごみの計画収集・運搬量は、平成 26 年度で 13,566 t / 年、平成 31 年度で 10,525 t / 年と推計されます。

持込・許可搬入の計画収集・運搬量は、平成 26 年度で 4,185 t / 年、平成 31 年度で 3,875 t / 年と推計されます。

表 2.6.1 収集・運搬量の推移

		(t/年)	
区分	年度	平成26年度	平成31年度
収集	燃 や す ご み	10,233	4,034
	生 ご み	0	3,146
	植 木 剪 定 枝	0	1,109
	不 燃 ご み	532	365
	粗 大 ご み	354	310
	小 型 家 電	0	39
	ペ ッ ト ボ ト ル	199	196
	容器包装プラスチック	753	742
	あき缶・あきびん	797	—
	あ き び ん	—	597
	乾 電 池	6	—
	有 害 ご み	—	11
	廃 食 用 油	2	2
	ビデオテープ・CD	4	4
	紙 布	687	—
	小計	13,567	10,555
持込・許可搬入	燃 や す ご み	3,843	2,560
	植 木 剪 定 枝	0	999
	不 燃 ご み	19	17
	粗 大 ご み	322	258
	小 型 家 電	0	35
	容器包装プラスチック	0	0
	あき缶・あきびん	1	0
	小計	4,185	3,869
集団回収	紙 ・ 布	2,443	3,120
	ス チ ー ル 缶	—	87
	ア ル ミ 缶	—	102
	家 庭 金 物	—	63
	小計	2,443	3,372
合 計		20,195	17,796

3. 中間処理計画

(1) 施設整備方針

焼却施設は、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて大規模改修を行っており、日常の適正な運転管理と定期修繕及び延命化対策等を実施することにより、施設の長寿命化を図っていきます。

粗大ごみ処理施設は、稼働後 35 年が経過し老朽化が進行していること、また、他の資源化处理施設と処理の効率性を考慮し、新たな資源化处理施設の整備に向けて検討していきます。

また、新たに分別収集する生ごみについては、施設を整備して対応していきます。

(2) 中間処理体系

目標年度における処理フローは、図 2.6.2 に示すとおりです。

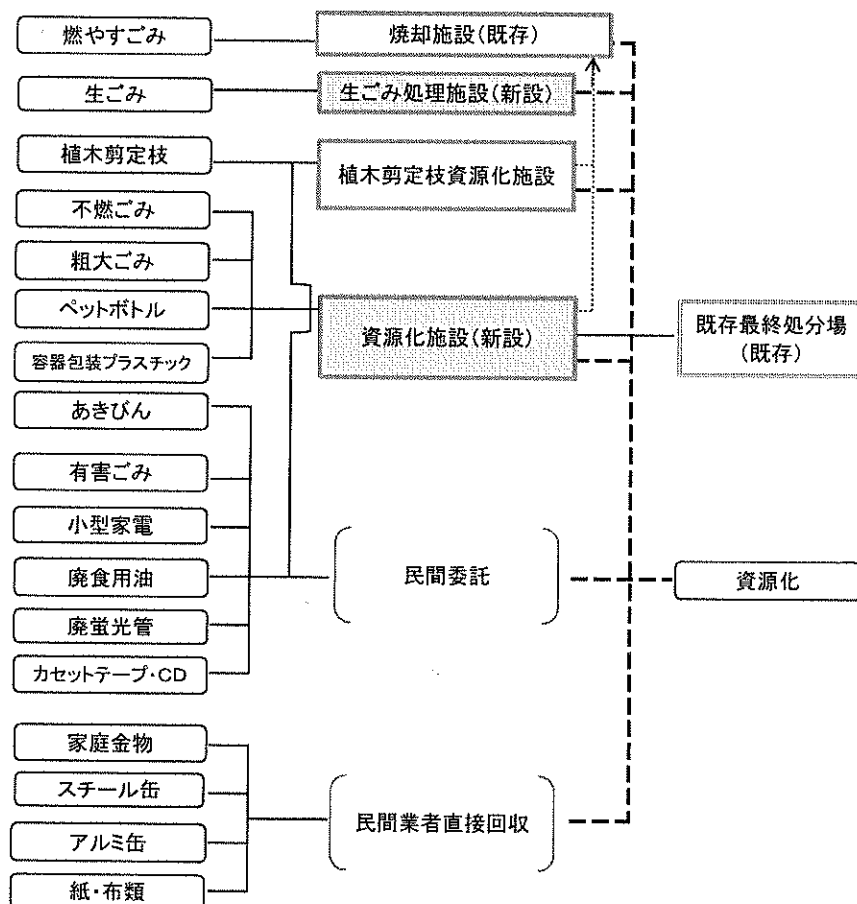


図 2.6.2 計画目標年度におけるごみ処理フロー

(3) 施設整備計画

ア 改修等による延命化により対応する施設

(ア) 焼却施設

焼却施設は、延命化に向けた大規模改修を平成 23 年度から平成 25 年度に実施しました。計画期間中は、既存施設での処理を行い、さらに延命化に向けては、計画期間中にその対策を検討します。

(イ) 植木剪定枝資源化施設

植木剪定枝については、既存の資源化施設の適正な維持管理に努め、処理能力の範囲内での資源化を実施し、能力を上回る分については外部委託により資源化を行っていきます。

イ 新たに整備する施設

(ア) 生ごみ資源化施設

生ごみは、各家庭での生ごみ処理容器等での減量化・資源化を推進し、それ以外に排出された生ごみについては市が整備した施設で資源化を行います。

施設の整備時期は、生ごみの減量化・資源化の推進が浸透した状況を見定め、かつ収集方式と調整を図り、決めていきます。遅くとも目標年度である平成 31 年度までには整備します。

(イ) 資源化施設（マテリアルリサイクル施設）

粗大ごみ処理施設、あき缶・あきびん選別処理施設、ペットボトルストックヤード施設及び容器包装プラスチック選別処理施設については、直営、委託、広域処理のあり方及び収集方法を含め再整備について計画的に進めます。

(4) 中間処理量

中間年度及び目標年度における中間処理必要処理量は、表 2.6.2 に示すとおりとなります。

表 2.6.2 中間処理量

		(t/年)	
施設	年度	平成26年度	平成31年度
焼却施設		13,457	7,312
粗大ごみ処理施設		1,227	950
あき缶・あきびん選別処理施設		798	—
容器包装プラスチック選別処理施設		753	742
ペットボトルストックヤード施設		199	196
(新資源化施設)		(2,977)	(1,888)
植木剪定枝資源化施設		1,500	2,108
生ごみ資源化施設		—	3,146

(注) 植木剪定枝については、委託処理も含む

4. 最終処分計画

(1) 施設整備方針

今後新たに市域内に最終処分場を確保することは、地理的条件等から難しいものと考えられます。従って、最終処分量の削減及び延命化対策により既存施設の使用可能期間の延長を図っていくものとします。

(2) 施設延命化対策

ア 埋立対象ごみの資源化による削減化

転圧等により確保する埋立空間をより有効に活用する必要があります。そのため、燃やすごみを資源化することでの埋立量の削減とともに、埋立対象ごみのうち焼却施設からの焼却残渣及びあき缶・あきびん選別処理施設からの残渣を外部で資源化を行うことで、埋立量を削減し、最終処分場のさらなる延命化を図ります。

5. その他ごみ処理に関して必要な事項

(1) 不法投棄対策

市では、不法投棄を未然に防ぐため、市内の監視パトロールを実施し、また、常習箇所には、不法投棄防止警告看板を設置するなどの対策に努めます。特に悪質なケースについては、調査の上、警察に通報し、再発の抑制を図ります。

また、河川、国道・県道への不法投棄の対応は、それぞれの管理者である国、県が行っており、市はこれらの機関と連携をとり防止対策を進めています。

(2) 災害時の廃棄物処理対策

地震災害等に伴い発生した災害廃棄物については、「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」に基づいて、県、周辺自治体のほか産業廃棄物協会、建設業協会等の関連団体の支援・協力を得ながら、迅速かつ円滑に除去するとともに、可能な限り現有施設で適正な処理処分を行っていきます。

第 3 章 生活排水処理基本計画

第 1 節 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理概要

本市における生活排水処理（生活雑排水、し尿）の処理フローを図 3.1.1 に示します。本市での生活排水は、公共下水道、単独処理浄化槽で処理され、その他、し尿・浄化槽汚泥の収集したものは、浄化センターに搬入し処理を行っています。

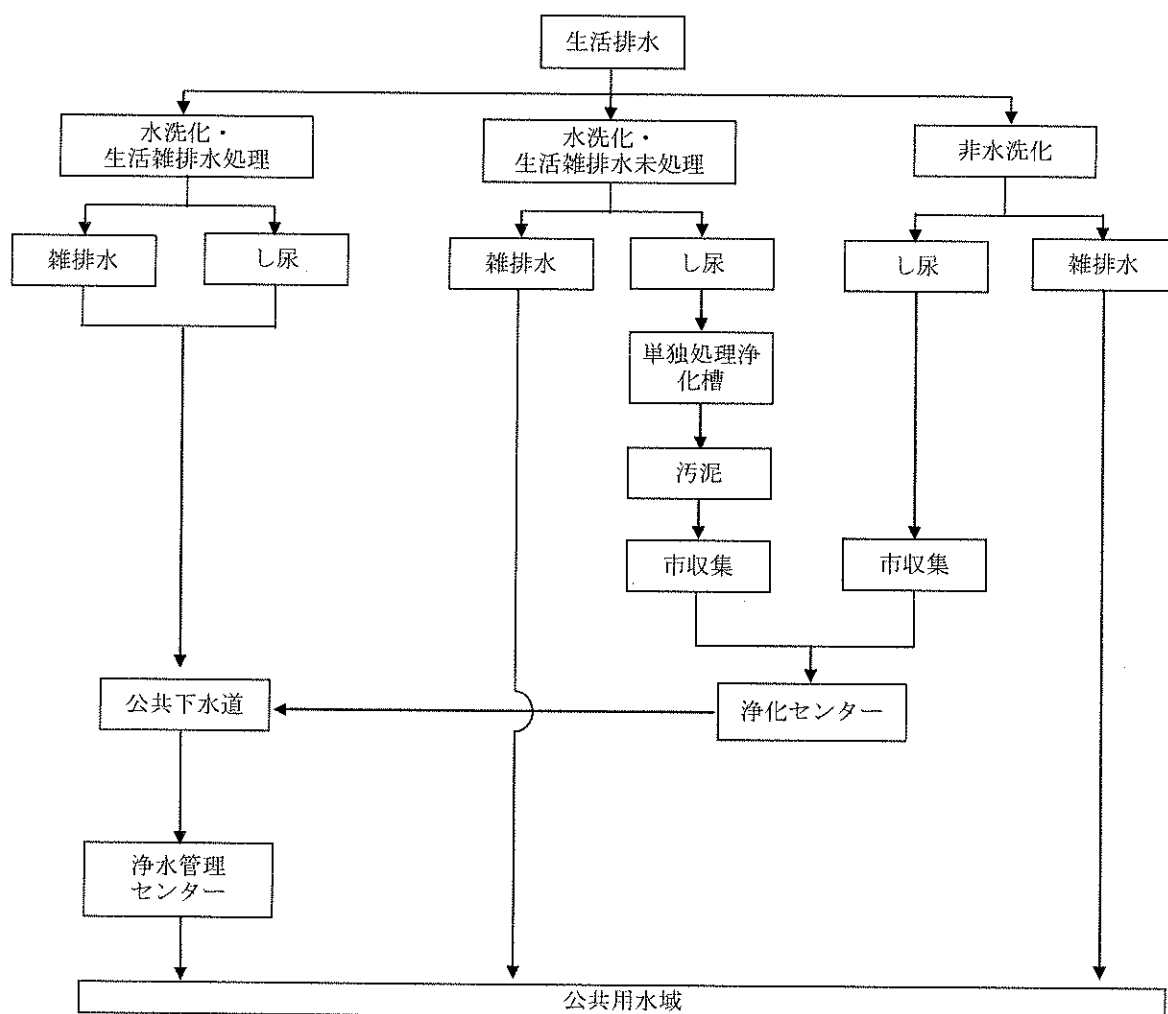


図 3.1.1 生活排水処理フロー

2. 生活排水処理実績

(1) 生活排水処理形態別の人口の実績

本市における生活排水処理形態別の人口の実績は、表 3.1.1、図 3.1.2 に示すとおりです。生活排水処理率は、平成 25 年度で 98.9%です。

表 3.1.1 生活排水処理形態別の人口の実績

項目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1. 計画処理区域内人口		58,660	58,738	58,340	58,323	57,983	57,859
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		57,654	57,733	57,361	57,567	57,291	57,208
(1) 公共下水道		57,654	57,733	57,361	57,567	57,291	57,208
(2) 合併処理浄化槽		0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口		726	726	708	487	465	436
単独処理浄化槽		726	726	708	487	465	436
4. 非水洗化人口		280	279	271	269	227	215
生活排水処理率 (%)		98.3%	98.3%	98.3%	98.7%	98.8%	98.9%

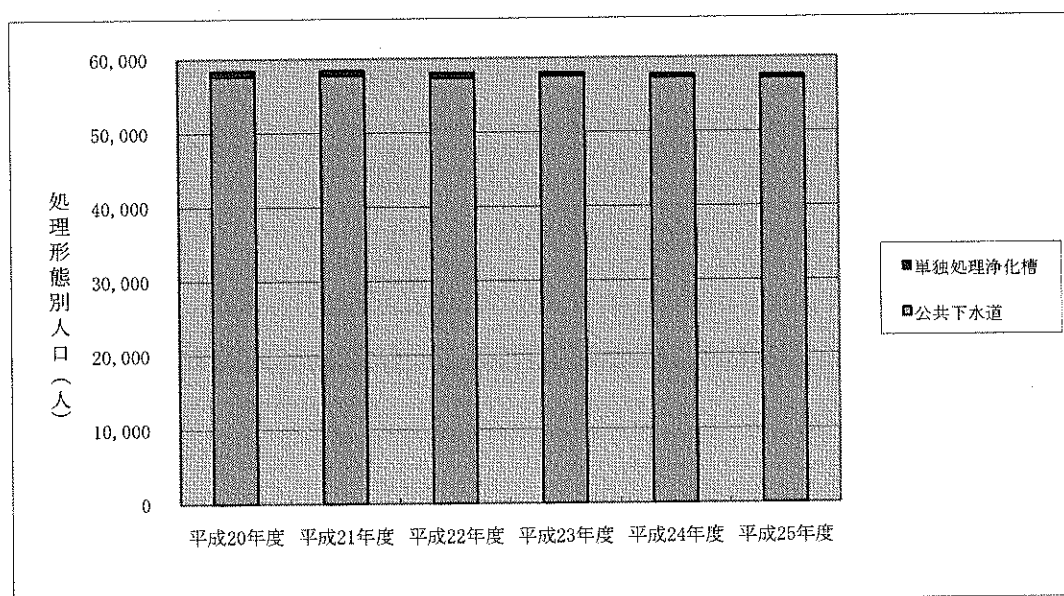


図 3.1.2 生活排水処理形態別の人口の実績

(2) 公共下水道の普及状況

公共下水道整備状況は、表 3.1.2 に示すとおり、整備率 100%となっています。

表 3.1.2 公共下水道整備状況

処理区域面積	864ha（整備率100%）
管渠延長	228.0km
中継ポンプ場	2箇所（新宿、小坪）
終末処理場	1箇所（桜山）

3. し尿及び汚泥処理の現状

(1) 排出量の実績

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績は、表 3.1.3、図 3.1.3 に示すとおりです。

表 3.1.3 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績

		(kl/年)					
項目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
し尿		434	415	434	328	255	256
浄化槽汚泥		139	134	117	110	104	115
合計		573	549	551	438	359	371

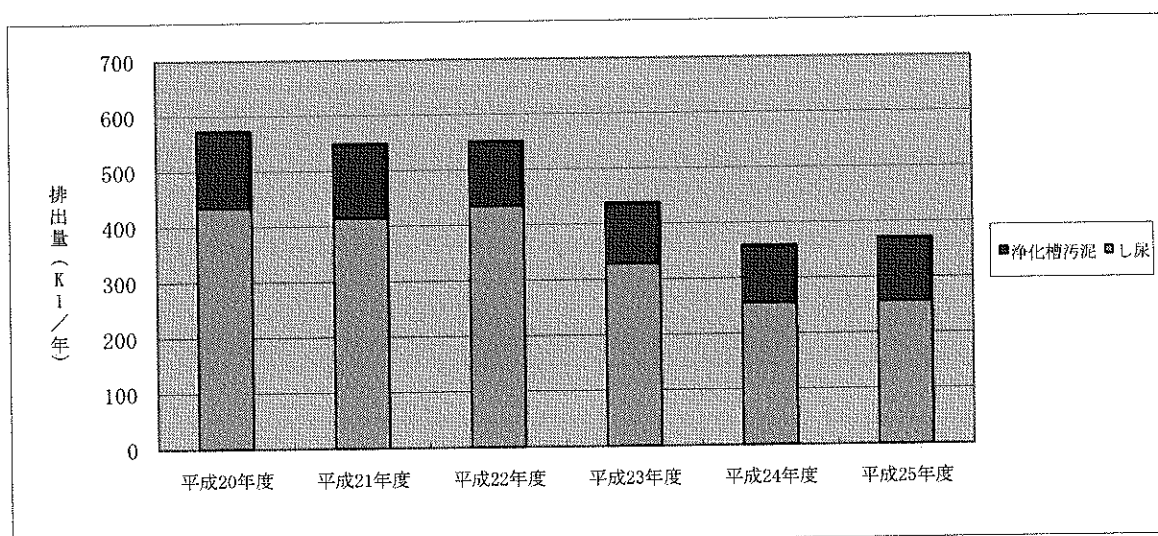


図 3.1.3 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績

(2) 1人1日あたりの排出量の実績

浄化槽汚泥及びし尿の1人1日当たり排出量（発生原単位）の実績は、表 3.1.4 に示すとおりです。

表 3.1.4 浄化槽汚泥及びし尿の 1 人 1 日当たり排出量の実績

年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平均
し尿	人口(人)	280	279	271	269	227	215	—
	排出量 (kl/年)	434	415	434	328	255	256	—
	発生原単位 (l/人日)	4.2	4.1	4.4	3.3	3.1	3.3	3.7
浄化槽汚泥	人口(人)	726	726	708	487	465	436	—
	排出量 (kl/年)	139	134	117	110	104	115	—
	発生原単位 (l/人日)	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6

4. 収集・運搬の現況

収集・運搬体制及び収集・運搬車両整備状況は、表 3.1.5、表 3.1.6 に示すとおりです。

表 3.1.5 収集・運搬体制

	し尿	浄化槽汚泥
収集回数	随時 (申し込み制)	随時 (申し込み制)
収集・運搬	委託*	委託*
中間処理	委託*	委託*
手数料徴収方法	定額従量制	定額制

(注) *平成 22 年 3 月から収集・運搬業務を民間委託

表 3.1.6 収集・運搬車両整備状況

(台)	
種類	台数
中型バキューム車	2

5. 中間処理の現況

収集したし尿及び浄化槽汚泥処理は、浄化センターで処理を行っています。

処理方式は、公共下水道への希釈放流方式を採用しています。設備構成は、前処理設備、希釈放流設備、脱臭設備等からなっています。

第 2 節 生活排水処理量の将来予測

1. 生活排水処理形態別の将来人口

(1) 公共下水道人口

公共下水道人口は、総人口から他の生活排水処理形態別人口を差し引いて設定します。

(2) 生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口

生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口は、公共下水道の整備が完了していることから、今後これまでの傾向で公共下水道に接続されていくものと推測されます。

この様なことから、生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口を予測すると表 3.2.1 に示すとおりとなります。

表 3.2.1 生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口の見通し

項目	年度					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
生活雑排水未処理人口	412	386	361	335	310	284
非水洗化人口	209	195	181	167	153	140

(3) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口は、表 3.2.2 に示すとおりとなります。

表 3.2.2 生活排水処理形態別人口

項目	年度					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1.計画処理区域内人口	57,755	57,619	57,485	57,349	57,214	57,079
2.水洗化・生活雑排水処理人口	57,134	57,038	56,943	56,847	56,751	56,655
(1) 公共下水道	57,134	57,038	56,943	56,847	56,751	56,655
(2) 合併処理浄化槽	0	0	0	0	0	0
3.水洗化・生活雑排水未処理人口	412	386	361	335	310	284
単独処理浄化槽	412	386	361	335	310	284
4.非水洗化人口	209	195	181	167	153	140
生活排水処理率(%)	98.9%	99.0%	99.1%	99.1%	99.2%	99.3%

2. し尿及び浄化槽汚泥処理量

生活排水処理形態別人口及び発生原単位を用いて推定した各汚泥発生量は、表 3.2.3 に示すとおりとなります。

なお、工事現場、夏季の海水浴場等に設置される仮設便所からの収集し尿量は、横ばいで推移していくものと考えられます。

表 3.2.3 し尿及び浄化槽汚泥処理量

項目	年度	実績					推計	
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成31年度
1. 計画処理区域内人口	(人)	58,738	58,340	58,323	57,983	57,859	57,755	57,079
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	57,733	57,361	57,567	57,291	57,208	57,134	56,655
(1) 公共下水道	(人)	57,733	57,361	57,567	57,291	57,208	57,134	56,655
(2) 合併処理浄化槽	(人)	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	(人)	726	708	487	465	436	412	284
単独処理浄化槽	(人)	726	708	487	465	436	412	284
4. 非水洗化人口	(人)	279	271	269	227	215	209	140
生活排水処理率 (%)	(%)	98.3%	98.3%	98.7%	98.8%	98.9%	98.9%	99.3%
単独処理浄化槽汚泥量	(k l / 人口)	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7
同 上	(k l / 年)	134	117	110	104	115	105	73
収集し尿量	(k l / 人口)	4.1	4.4	3.3	3.1	3.3	3.3	3.3
同 上	(k l / 年)	415	434	328	255	256	252	169

第 3 節 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

生活排水処理は、公共下水道人口普及率が 100%を達成しており、下水道を基本とします。なお、下水道に未接続の家屋に対しては、下水道に接続するように啓発、指導し、清潔で快適な生活環境の実現と河川・海の水質保全のために生活排水処理率 100%を目指します。

2. し尿・浄化槽汚泥処理計画

下水道未接続家屋、工事現場等及び夏季の海水浴場等に設置される仮設便所から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、次の方法により処理を行っていくものとします。

(1) 収集・運搬計画

ア 収集区域

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、現行どおり行政区域全域とします。

イ 収集対象

収集対象は、し尿及び浄化槽汚泥とします。

ウ 収集・運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、委託で行っていきます。

(2) 中間処理計画

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、浄化センターで希釈放流方式によって処理をした上で公共下水道処理します。